

令和5年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月8日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企 画 課 長 事 務 取 扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について

議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について

議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ
集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算
議案第58号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第59号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第60号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第61号 市道路線の認定について
議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に
関する協議について

第2 休会の件

開 議

令和5年12月8日（金） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について、議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうからは、議案第52号、53号、54号、56号、各議案ごとに質問させていただきます。

まず、議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定についてでございますが、本市においては市制施行以来、助役及び副市長については1名体制で、ずっときました。今回、副市長2名体制にするとの特例条例であります。私も市役所時代、採用当初は部長制でありましたが、その後、部制が廃止され、長く課長制の組織体制で行ってまいりました。最近では国・県からの派遣者として、課長の上に政策統括監、副政策統括監を置いています。

しかしながら、副市長2名体制は経験のないことから、特例条例の是非を判断するため、次の内容について質問させていただきます。

まず一つですが、千葉県において副市長2名体制の市町村名及びその人口についてお伺いします。また、本市人口に相当する市町村において、副市長あるいは副町村長2名体制の市町村があるのかどうか。

○議長（佐藤啓史君） 一問一答で、して。

○4番（長田 悟君） ごめんなさい。この4つが。

○議長（佐藤啓史君） これで、1つで、やると。

○4番（長田 悟君） 1つと。

○議長（佐藤啓史君） 分かりました。

○4番（長田 悟君） 2つ目として、近隣市では、いすみ市で副市長2名体制の時期があったと記憶していますが、いすみ市が2名体制にした概要について、分かる範囲でお答え願います。

3つ目として、これまで勝浦市は1人の助役、副市長の行政運営をしてきました。しかしながら、今議案上程では、市長は、令和5年12月1日現在、市長の職にある者の在任期間に限って、市政の運営を副市長2名体制で臨むということで議案を上程しました。

市長は、これまで以上に行政能力が必要であると考えからこそこの議案上程であると思いますので、副市長2名体制で取り組む総合計画序論に記載されたまちづくりの課題の解決の推進方法、及びこれからの勝浦市の発展のためには、どのような重要事業があるのか、お伺いします。

4つ目としまして、副市長2名体制の議案上程をするまでには、職員の定数や財政的な検討も当然あったと思います。この増員する副市長の給与等、踏み切るまでの検討内容についてお伺いして、1回目とさせていただきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） 私からは、1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の県内の状況についてでございます。

県内で副市長の定数が2名以上の団体は、県内で8団体でございます。

その内訳について申し上げます。まず初めに千葉市、定数3人、人口約97万7,000人。続いて

市川市、定数2人、人口約49万1,000人。船橋市、定数2人、人口約64万7,000人。松戸市、定数2人、人口約49万7,000人。佐倉市、定数2人、人口約17万1,000人。柏市、定数2人、人口約43万3,000人。市原市、定数2人、人口約27万人。浦安市、定数2人、人口約17万人でございます。

次に、本市と人口規模が同様の自治体における状況について、お答えいたします。

全国の自治体のうち、副市区町村長の定数が2人以上の自治体は、364団体ございます。そのうち、人口4万人未満は66団体ございます。さらに、このうち人口2万人未満の自治体は、31団体と把握しています。

続いて2点目でございます。いすみ市の事例についてお答えいたします。

いすみ市の条例におきます沿革を調べてみますと、平成29年4月1日から、定数を2人とした期間がございます。条例上のその期間を申し上げますと、平成29年3月から令和2年3月であります。これに伴いまして、実際の2人体制を調べさせていただきますと、実際には平成29年4月1日から令和元年6月30日の2年3か月となっております。

また、定数改正の提案理由の説明で、いすみ市におけます定数改正の理由を調べてみますと、地方創生の目標の実現を確実なものとするため、地方創生を主に担当する副市長を選任し、トップマネジメントによる政策的判断や企画立案、外部団体との緊密な連携、現場における指揮命令など、より機動的な体制とするために提案すると、これについて会議録で調べたところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。私からは、3点目の重要事業、そして4点目の財政的内容ということについて、お答えをさせていただきます。

まず、地方創生の実現を確実なものとするためには、今まで以上に国との連携が必要不可欠であります。国からの職員派遣を受け、主に地方創生を担当する特命副市長として、トップマネジメントによる政策的な判断や、企画・立案、外部団体との綿密な連携、現場における指揮命令など、より機動的な行政運営が図れるよう、副市長の定数を2人にしようとするものであります。

重要事業としては、主なものを挙げますと、新しい人の流れや関係づくりに関わる事業、2つとして、子どもを産み育てる環境づくりに関わる事業、3つ目に、人が行き交い、暮らしやすい地域実現に向けた事業等、重視してまいりたいと考えます。

財政的なことですが、定数の改正に伴う副市長の給与等、財政負担については、年間約1,300万円を見込んでいます。

こうした新たな財政負担も生じますが、費用を上回る十分な効果が期待できるものとして、今回提案に至ったところであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。内容は分かりましたけども、2回目としまして、本市における副市長は、人口規模からしましても、1名体制が適当であると考えますが、2名体制での市の課題解決、重要事業の進捗状況などから想定した場合、副市長2名体制の任命期間中の推進する事業は、現時点でどのように考えているのか、お伺いします。今の市長の話の中では、総合計画みたいな話なんですよ。市長の任期中ということであれば、3年というところですよ。そ

こで、どうして2人がいなくちゃいけないのかという、もうちょっと詳しいことが、もし話ができれば、お願いします。

それと、今回の議案上程による2人の副市長は、重要事項推進のため、勝浦市の発展のため、どのような人物を——今、話の中では国というようなことはちょっと出ていたんですけど、そこをもう一度お願いしたい。地元じゃないんですよとか、そういうところをひとつお願いします。

2人の副市長の行政事務分担、特命担当副市長というふうな話をしていますけども、今の副市長との兼ね合い等につきまして、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。さきに述べましたとおり、1つに人流、2つに子どもを産み育てる環境づくり、そして3つ目に暮らしやすさという事業に向けて、有効と思われる様々な施策を、政策統括監を中心にして、関係職員が今、一丸となって積極的に進めているところです。

具体的な実績を申し上げますと、JRの特急券助成制度、高校生等通学定期券補助制度の創設、スマートスピーカーによる見守り制度の導入、観光アドバイザーの導入、市内小中学生の地方創生に係る出前事業、これは2年間で473人です。勝浦文化振興基金の創設、勝浦市文化財保存事業補助金の新設など、大変多くの事業を手がけてきたところです。

ようやく芽が出てきたものや、これから新たな種まきをしていくものがありますので、これらの成果が出るには、あと数年が必要と思っています。

議員が求めているのは、何々事業という名称であるというふうに考えますが、これまでの業務にはない新たな視点での事業をこのような形で生み出していく。そして、より一層、市民のため、役立つ市役所を目指していきたいと考えての提案でございます。

もう一つ、ありましたね。副市長との事務分担ということで、よろしいですか。

竹下副市長につきましては統括副市長の役割を担い、新たな副市長は地方創生の推進を主とする特命担当として任命する考えであります。

これで、よろしいでしょうか。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） これこれ事業しますよというような、それもあるんですけども、私としましては、将来の勝浦市、これをどうするかというものを方向づけるのが、市長、副市長の役目なのかという気が……。今の事業については、これがじゃ、どうなるんですか、結果というところが。勝浦、それでどうなるんですか。将来的なところを見据えてやっていただきたいな。できます。で、3年間でできるのかどうかというところをちょっと。

本来だと、2人体制で10年でも構わないと私は思っています。しかし、3年と区切ったということであれば、その中で方向づけをしていかなくちゃいけないと私は思っています。

3回目としましては、詳細については総務常任委員会のほうで、また質問させていただきますが、私は人口減少、少子高齢化、農水産業の維持問題、現総合計画はこれからの将来を左右する総合計画のものだと私は考えています。この時期は重要機関であると私も考えます。

副市長2名体制で臨む総合計画、また重要事業の推進は、直近の事案を解決するものだけではなく、将来の勝浦市の発展のための方向性を決定——繰り返しになりますけども、決定する

重要期間ということでもありますから、その方向性や進め方というのは重要だと私は思いますので、もし、そこは話すことができれば、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。総合計画から見ていきますと、まちづくりの主要課題のトップ、今、議員がおっしゃったように、1つに人口減少、そして少子化への対策、安心・安全な暮らしの視点、それから地域経済の活性化ということを取り上げて、課題としております。

先ほど述べました重要事業を積極的に、この課題をもとにして推進していきたいと考えます。そして、安心して産み、育ち、暮らせる環境づくりの実現のため、この地方創生を進める策として、人的配置が必要であると考えました。

専門知識と経験の活用、それから政策立案と課題解決能力、そして重要なのはコミュニケーション能力であると思います。これらを持った人物をぜひ副市長として、地方創生に向けて、共に歩みたいという考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 3回目ということで、ほかは、また委員会のほうでやらせていただきます。

続きまして、議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について。

これも私の一般質問のほうとちょっとかぶるところはあって、条例の制定については賛成というようなことなんですけども、この「公共施設等」ということなんですけど、これは具体的にどのような施設まで含まれるのか。

また、今後どのような施設の財源の確保が必要なのかと。これから先にどういうことが予定されているのか。予定されてなければ、基金なんか積む必要はないなという気がしますけども、そういうような形をお願いします。

基金の積立ては、各施設の個別施設計画を実現させるための財源と考えます。この積立て目標額は多分、施設ごとに設定すると思いますが、そこはどうかということと、その積立て目標額の財源算出はどういうことに基づくのか。一般質問にもありましたけども、起債の部分、国・県からの補助金とか交付金とか、また一般財源とかありますけども、基金としての積立ての方向性ということをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。1点目の御質問でございますけれども、今回の条例案では、公共施設等とは庁舎やキュステなどのいわゆる箱物といった建築系の施設のほか、その設備、設備機器とか、また道路・橋りょう等の土木構造といったインフラ系の施設も含むものとしてございます。

続いてでございますけれども、ただいま申しました公共施設等のうち、整備や保全に要する費用の財源の確保に努めていくこととしてございます。

なお、昨年度、整備のために基金を別に設置いたしました学校教育施設につきましては、この基金の活用の対象外として考えてございます。

続いて、目標額についてでございます。

こちら公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画で、各施設ごとに見積もっております整備、保全費用に対する一般財源所要見込額、こちらを積み上げる形で見通しを立ててございます。

その見通しの額でございますけれども、この公共施設等総合管理計画期間の最終年度、令和8年度までの当面、向こう3か年度に限っても、建築系、箱物系だけの施設整備保全費用として、20億6,430万円ほどが見込まれるところでございます。

これに対する財源といたしまして、充当率75%を前提とした起債措置を図ったといたしましても、一般財源所要額5億円を超える額が、現時点で見込まれるところでございます。

当課財政課といたしますと、このように向こう3か年度の建築系施設だけでも5億円以上、さらに先々を見越せば、相当の額の積立ての必要性を持ってございます。

しかしながら、積立金の原資として計画しておりますふるさと応援寄附金、この先の不透明さもございます。そして現在、令和6年度の当初予算の編成過程にもございますので、その過程におきましても、整理、精査を進めてまいりまして、さらに見積りを高めていくということで、今後の状況に応じまして、さらなる積み増しを検討してまいりたいと考えてございます。

そのような想定の中で、起債措置を図った上での当面の向こう3か年度での一般財源の所要見込額、5億円超ですか。これに対しての8割ほどの4億円を今回、予算計上させていただいているところでございます。

また、その原資といたしましては、繰り返してございますけれども、ふるさと応援基金の充当を予定してございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。私のほうとしましては、一括での基金の管理は、単に一般財源を蓄えるだけだというふうに考えられてしまうということもありますので、各事業の推進の成果としての、各施設のほうに明確な積立てをすべきということで考えています。

また、あるところでは基金条例施行規則を制定してまいりまして、予算に定めて基金を処分することができる場合を規定しているというようなところもございます。

今回、条例の制定ということで、条例施行規則、細かなところの施行規則を制定する考えはあるのかどうか、これをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。細分化しての基金の造成につきましては、議員仰せの視点を考慮しましては、例えば市役所庁舎ですとかキュステ、学校など、そのような大規模施設の更新、建替えでは、これに向けましての方針、計画づくりもなされることと思われま。それに合わせて、個別の基金の造成も改めて検討してまいりたいと考えております。

そのような中で、現有の施設の多く、7割以上が、建築後30年以上経過してございますので、その整備保全への対応、機動性の面などで、今回の案で優位性があると考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、ちょっと時間がないもので、議案第54号と議案第56号のほう行きたいと思えます。

54号、勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例なんですけれども、これにつきまして、市長の説明の中では、基準の一部改正に伴い、本条例について所要の改正と説明をされています。

この一部改正の内容を見ますと、事業の運営に変更はないのかな。条文の変更だけなのかと

ということで、そういう形で解していいのかということをお伺いします。

次に、議案第56……。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員、整理したいので、54号で一回、終わらせてください。

○4番（長田 悟君） いいですか。

○議長（佐藤啓史君） はい。

○4番（長田 悟君） じゃ、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 今回の条例改正は、いわゆる認定こども園法が改正され、この条例で、法律の条項を引用している箇所にはずれが生じたもの、及び、運営に関する基準の改正により、基準の規定を適用する場合の読替規定、条文の中の用語をほかの用語に置き換えて読ませる読替え内容を見直すものでありまして、この改正によって、現状の保育施設等の運営に変更を生じるものではありません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。

続きまして、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例なんですけども、ここでも市長の説明の中では所要の改正をということで、指定管理制度の導入ですね。議案の審議資料の中では、指定管理制度導入の目的としまして、民間能力の活用、住民サービスのさらなる向上、管理運営経費の削減等を掲げているんですけども、この内容的なところが、市長の説明では、所要の改正を行おうとする条例の改正ということでしたので、もし分かれば、この内容につきまして御説明願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、このキュステの運営で大事なことのひとつといたしましては、まず、この施設設備を利用される方に安全・安心に使っていただくということでございます。

また、長期にわたりまして安定した施設運営を行っていくということでもありますので、そういったことをするには、専門事業者の知識・技術・経験が必要であるということが重要であるというふうに考えております。

また、施設設備の維持管理のほかに、自主イベントの実施につきましても、幅広い民間のノウハウを活用しました運営によりまして、様々な企画ができるものというふうに認識しております。

例として挙げますと、例えば自主イベントにおきましては、今以上の幅広いイベントを招致することが期待できるということ。また、施設設備が緊急事態、例えば突然動かなくなったといったことに対しましても、即応できることも期待できますので、利用者には迷惑がかからないということが考えられること。また、施設設備の状況が今以上に適正に把握できれば、早期対応で、その分、修繕費等の経費を抑えることができるといったようなことを考えまして、今回の提案に至ったというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） いろいろと話をさせていただきまして、委員会のほうでも、また質問させて

いただきますので、今回はこれで結構です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 幾つか質問をさせていただきます。まず、最初に、議案第52号についてであります。

いろいろ資料を読ませていただきましたし、条例文そのものも、しっかりと目を通させていただきました。

そうした中で、端的に申し上げますと、制定の目的は、「地域の課題解決と地方創生の推進体制の強化」というふうになっているわけですが、もう少し具体的に、先ほど長田議員の質問にもありましたけれども、私もその内容をたゞいまお聞きしておりました。もう少し、主なものについての具体的な内容をお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。地域課題の主なものを挙げますと、1つに人口減少、そして少子化への対策。2つとして、健康、福祉の充実。3つとして、安全・安心な暮らしの実現。4つ目として、地域経済の活性化等。これは総合計画に7点ほど記しましたが、今、上位のものを挙げました。

この課題解決に対して、どのような施策を打つか。これが新たな地方創生の事業の創出というところであります。

これをもとにして基本構想がありまして、将来都市像の実現に向けた施策の大綱というものがございまして、これは方針として、未来に希望をつなげるまちということで、子育てと教育、福祉、私が目指している産み、育ち、暮らしやすい環境の実現というところになりますが、その具体的な内容につきましては、総合計画の43ページに、基本方針の詳細が述べられております。

こういうところを始点にして、新たな事業の創出という点で、具体性となると、「何々の事業を行います」ではなくて、これまで、この1年と数か月、様々な事業を創出してきましたが、今後、これに力を入れて、そして成果を出したいという思いで進めてまいりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑は。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 私も総合計画、目を通させていただきましたが、確かにそのとおりのふうには思います。

そこで、関連しての質問ですが、現在、竹下副市長さんもすごく頑張っているというふうには、私はそのように捉えさせていただいております。そうした中で、もう1人増やすということになりますと、私なりの表現で大変恐縮ですが、仕事量がいっぱい限界に来ているというふうには、大変失礼な言い方ですが、感じ取らざるを得ないわけでありまして。

したがって、その辺はどんな状況なのか。確かに1人よりは2人のほうがよろしかろうというふうには思うんですけども、率直にお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えいたします。竹下副市長につきましては、統括副市長として様々な全ての分野に今、力を注力してもらっております。新たな副市長には、地方創生の推進という特命担当として任命する考えであります。

仕事は本当にたくさんございます。でも、小さなこの勝浦市が生き残っていくための新たな事業の創出に向けて、2人体制にしてみたいというふうに願っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） およそのことは理解したつもりでありますけれども、引き続き細かなことにつきましては、委員会のほうでも質問させていただきたいというふうに思います。

別の角度から、2人体制の自治体及び人口について、私も質問したいというふうに思っておりますが、先ほど長田議員の質問で、総務課長より御答弁をいただきましたので、さらにその先について質問をさせていただきますと、念のため確かめたいんですが、もし間違っていたら、訂正をお願いします。

外房地域における市において、南房総市、鴨川市、それから先ほど説明ありました、現在はいすみ市は1人体制。それから茂原市、大網白里市、東金市、銚子市、これらの市においては、現在は1名体制でやっているというふうに私は理解をしたわけですが、そのような理解でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） そのとおりでございます。

○議長（佐藤啓史君） 戸部議員。

○1番（戸部 薫君） そうしますと、今申し上げた7つの市、外房地域の7つの市と申しますのは、勝浦市よりも、人口的に見れば、大きな市でありますし、そういう中で、先ほどの副市長の仕事の内容を分割して、目標達成のために推進体制を強化したいということと同時に、1人体制でも今できている市も現にあるというようなことから、この体制について、どうなのかなということ、正直に申し上げますと、考えております。ですので、細かな質問については、また委員会でさせていただきたいと思っております。

次に行きます。議案第56号の芸術文化センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例についてというところで、最初に、指定管理者制度の導入によるメリットは、かなり説明をされているわけですが、この指定管理者制度を導入したことによるデメリットはあるのか、ないのかということも含めて、万が一ある場合には、どんなことがあるのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

その理由は、全国の状況を見ますと、一旦、指定管理者制度にしたけれども、また元に戻すというような自治体も、幾つか探すことができます。そういうことから、メリットだけではなく、デメリットのほうもしっかりと捉えておく必要があるのではないか、そのように思いますので、想定されるデメリット等についても質問をいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回、これを御提案する前に、これはこちらのだけの審議と申しますか、検討だけではなくて、勝浦市教育委員会、勝浦市社会教育委員会、また勝浦市芸術文化交流センター運営協議会といったところにも御審議をいただいたところでございます。

その御審議の過程におきまして、意見が出されまして、それが附帯的な意見ということで出されましたので、それが懸念事項であるかなというふうに認識いたしまして、お答え申し上げます。

例として挙げますと、市の施設であることから、公民館活動等における市民の活用及び災害時の避難所の設置をはじめとする市の事業業務を優先することといった意見がついたところでございます。確かにキュステ、あるいは集会施設につきましては避難所として使っていると。またさらに、集会施設におきましては投票所としても使っているというところでございます。この点につきましては今後、今回この条例を可決していただいた暁には、この募集とか選定に向けまして準備を進めていくところでございますが、その中の募集時の募集要項とか、あるいは仕様書のほうに反映させるなど、そういったような懸念材料につきましては、対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） そのようなことが一つのデメリットの例として考えられるという答弁だったというふうに思うわけですが、実際、今、この芸術文化交流センターを利用している者の一人として考えますと、あるいは利用されていた方からの御意見等を考えますと、経済効果を上げる。つまり、負担する費用を減らして、今まで以上の市民が喜ぶ、市民が利用しやすくなる、そうした施設にしていくということになりますと、費用を削るわけですから、指定管理者側にとっては、その分を生み出さなければならないわけです。

そうしたことを考えますと、本当に今まで以上に市民の皆さんが利用しやすくなるのか。あるいは、様々なイベントに参加する参加者は増えるのかということについても、私、大変疑問を、率直に言って持ちます。

そうした経済的なことから考えますと、市としての負担額を減らすわけですので、その分をどこかで、いろんなイベントをやって、増やさなければならない。あるいは極端な話、新たに従業員といいますか、指定管理者のもとに集まる使用者の賃金等のそういう処遇面が、今までよりも悪くなるということも考えられるのではないかとこのように私はいろいろと推測をします。

これから先のことですので、実績がありませんから、よく分かりませんが、そうしたことを考えますと、デメリットの一つに、様々な不安要素があるのではないかとこのように思いますが、そうしたことについては、どのような検討がされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。先ほど例として一つ申し上げましたが、項目としては全部で6項目、また反対意見なども出していただいたところでございます。

これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、指定管理者の募集に際しまして、そういったところを対応といいますか、払拭できるように、募集要項とか仕様書、そういったものをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 最後の質問になろうかと思いますが、そういうことは、ないだろうというふうに思いながらも質問をさせていただきます。

現在、芸術文化センターに在籍する市の職員の身分や今後の処遇ということについてですが、これはどのようになりますかという単刀直入な質問でございます。私としては、しっかりとその身分や、あるいは処遇面も含めて保障していただきたいということでありますので、念のた

めに質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。職員に関しましては、ほかの部署への配置替えというところで考えてございます。質問のありました身分等を維持しながらの配置替えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。

○1番（戸部 薫君） 終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから質問させていただきます。まずは議案第53号 勝浦市公共施設等整備基金条例の制定について、こちらについて確認ということでの質問でございます。

本案設置の目的は、条例案の第1条にあるとおり、「公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物及び工作物の整備及び保全」を目的としていると、読んで字のごとく解釈をするわけですけれども、念のための確認です。

ここでいう「保全」という言葉なんですけれども、これはあくまでも建物等の構造物、あるいはそれに付随する機器等、これらの不具合とか老朽化、そういったものに対する物理的な事象、これへの対応のことを指すということであり、「保全」という言葉、この意味自体を拡大的に解釈して、その施設の事業運営上の損失、あるいは、事業を運営するに当たって、事業範囲の拡張などに用いられる、そういった性質のものではないということによろしいか、1点、確認させていただきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。議員仰せのとおりでございます。

今回の条例案での整備・保全とは、施設の機能の維持のための必要となる補修・修繕のほか、改修や更新とするところでございます。すなわち建設事業、建設事業に準ずる経費、臨時的経費に当たるところとするところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。

続きまして、議案第56号 勝浦市文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについて1点、伺います。

本案は、議案説明書にあるとおり、勝浦市文化交流センター及び勝浦市コミュニティ集会施設の管理運営に関して、指定管理者制度を導入するための条例整備と解釈いたしております。

ただ、勝浦市文化交流センター等、あれだけの施設ですので、これらを設置する当初にも、勝浦市文化交流センターについては、設置当初には指定管理者制度を採用せずに、現行の直接管理運営するという方法を選択しております。その過程においては、先ほど同僚議員の質問に課長の答弁としてありました開催されるイベントの幅ですとか、その多様性、あるいは施設整備等への対応といったことも十分考慮された上での判断であろうかと、そのように思います。

そうした環境の中で、この時点で運営方法を変え、幾つかデメリットも考えられる指定管理者制度をこの段階で導入することの理由、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。このキュステが開館、できてオープンした当時、そういった事情につきまして聴き取りを行いましたところ、この開館した当時も、指定管理者としての運営は、選択肢の一つとして考えられていたということでございます。

このときは、老朽化しました中央公民館あるいは市民会館、ちょっと言葉が適切かどうかあれです。それに代わる施設として建設されたものであるということと、できました、オープンしましたということを広くPRするには、直営のほうがいいのではないかという判断から、直営となったというふうに伺っております。

ただ、このときから、しばらくたった段階では、指定管理者移行も視野に入れていたというところがございますので、開館当時から、指定管理者制度は検討されていたというふうに認識しているところでございます。

また、このキュステに関しましては、質の高い芸術文化に触れる機会の創出、文化交流などの活動を支え、また育むことを目的といたしまして開館した施設でございます。

現在までは市の直営施設として、事業を市職員により直営として行ってきたところでございますが、先ほど申し上げましたように、自主イベントの企画運営、また施設設備の修繕・更新等、そういったようなことを考えますと、専門的知識、経験が必要であるということ、そういったところから考えまして、今回のこの提案に至ったというところがございます。

何にしましても、民間事業者を活用して、十分に芸術文化の交流、キュステの目的を果たすことは可能だということで、提案したというところがございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。当初はPR効果等々を鑑みて、直営対応にしたという内容と受け取ります。

そうしますと、これは確認的な意味なんですけれども、お答えの中から拾いますと、その当初と今での違いということであれば、それが理由になるかなということを確認をさせていただきますが、まず、イベントの幅や企画の充実、あるいは多様性という部分については、これは市民のニーズが変わってきているので、それへの対応が必要という、まず、そういうお考えでよろしいかどうか。

もう一つ、施設整備、設備への対応ということであれば、当然、年数が経過すれば、いろんな機器も劣化をしてくるものがあります。これ、故障頻度というのも増えているという認識でよろしいでしょうか。その2点をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、イベントの企画等についてでございます。市民のニーズという御質問でございましたが、確かにそういったようなものを、よりの確に捉えることができるのは、やはり専門のほうがよろしいのではないかとところが、一つとしてあります。

また、施設設備の改修・修繕等でございますが、確かに経年劣化というのは進んでおりまして、この6月議会でも補正予算として上げさせていただいたところでございますが、そういったところが発生しているところでございます。

また、突然、機械が停止するといったようなことも発生しておりますので、そういったことも含めると、やはり専門的な方に見ていただくほうが、よりいいだろうということで、今

回この提案になったというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。

次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定から3点、質問いたします。

まず、1点目です。今回の条例を制定するに至った経緯について、これまで勝浦市が運営管理してきたこの芸術文化交流センターに、指定管理者制度を導入していくということについては、その諮問機関ともなっている運営協議会や社会教育委員会にて、十分な協議が行われたと思います。

先ほど課長より前段議員の質問に対して、異議もあつた。6項目挙がっていたというような話がありました。その点について、できれば読み上げる形で結構ですので、詳細に御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、これにつきましては勝浦市教育委員会議、勝浦社会教育委員会議、また勝浦市芸術文化交流センター運営協議会に、それぞれ御審議いただいたところでございます。

その中で、答申と申しますか、社会教育委員会議、また芸術文化交流センター運営協議会から、答申内容につきましては、まず大きな点におきましては、指定管理者制度の導入については妥当なものと判断するといったようなこととございました。ただ、そこに意見がついております。

すみません。お時間頂戴しまして、読み上げさせていただきますと、まず1つ目として、市と指定管理者が、それぞれ負担する項目を整理し、明確に区分すること。

2つ目といたしまして、市の施設であることから、公民館活動等における市民の活用及び災害時の避難所の設置をはじめとする市の事業・業務を優先すること。

3つ目といたしまして、市民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、指定管理者が運営することにより、管理運営面で、さらなる向上を図ること。

4つ目といたしまして、市において公民館機能を果たし、生涯学習の振興を図ること。

5つ目といたしまして、芸術文化の振興と交流という開館当初に定めた目的を果たすとともに、さらに向上させること。

6つ目といたしまして、施設の管理運営及び設備の運用における専門職を確保することといった意見がございました。

これらの意見につきましては、募集要項とか、あるいは仕様書を作成する際に反映させるなど、考慮していきたいと考えております。

また、反対意見でございますが、民間事業者の場合、収支がマイナスになるイベントは行われなくなるおそれがあり、市民に芸術文化を提供する機会が減ることが懸念される。芸術文化の振興は、公的機関である行政が行うべきといったようなのがございました。

これにつきましては、特に1番につきましては、募集要項、仕様書を作成する際に考慮していきたいと考えております。

②につきましては、これにつきましては、今後、理解に努めていきたいというふうに考えて

いるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 人口減少とか税収の減少に歯止めがきかないこの現状で、公共施設に民間活力を導入して、そして、経験値の高い企業に運営管理を任せるというこの動きというのは、もう全国的に避けられない時代の流れだと私も理解しております。

ただ、今の意見の中にもあったとおり、反対意見もあったということですが、それは、利益を上げることが優先する企業、これに運営を任せるということが、果たして市民サービスの向上につながるのだろうかということ。また、市民の声が直接、行政に届きづらくなるのではないかとといった不安を持つんだと思います。

それについては、指定先となる企業と、この教育委員会ですか、勝浦市との関係とか管理体制というものが重要であると思うんですが、その点について、どうお考えでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。管理体制と申しますと、いずれにしても、これにつきましては、指定管理者として指定するということでございます。

しかしながら、当然のことながら、教育委員会のほうで、この業者が適正に行っているかどうかは見ていかなければいけないというふうには考えているところでございます。

条例のほうにも、そういった報告等を義務づける内容が上げております。事業報告書の作成提出とか、あるいは、業務報告の聴取等についても、することができるとなっておりますので、こういったところを踏まえまして、やっていきたいというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 全国の多くの公共施設が、先ほど戸部議員のお話の中にもありましたが、この指定管理者制度を導入しています。うまくいってなくて、二、三年で指定管理先の企業が替わったりとか、あるいは文化財団に変わったり、または自治体の直営に戻ったりというようなことは実際にありますが、ただ、そのために管理者が替わるということは、その管理とか運営体制が替わることによって、安定したサービスが提供できなくなるといったようなデメリットも、よく聞きます。

そんな中で、行政と指定先の企業の連携により、レベルアップした運営が実際にうまくいっているという公共施設もあるようです。ですから、まずは市民にとっての有意義な施設であり続けるためには、その企業の選定というのが最も大きな課題となると思います。

そこで、ここ第2点目ということになりますが、続けちゃってよろしいでしょうか。第2点目の質問に行きます。この条例の第24条に、教育委員会は、「最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定するもの」とあります。このことに関して、教育委員会が、その選定の基準というんでしょうか、重要視する事項についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この選定するポイントということでございますが、大まかに申し上げますと、今回の指定管理制度導入の目標といいますか、目的でございます施設の長寿命化、また施設の高度利用、あるいは経費の節減等、そういったようなところが主になるかというふうに考えているところでございます。

主なものにつきましては、例えば自主事業の状況とか、あるいは維持管理とか歳入の確保などを考えられるところでございますが、これら選定基準につきましては、募集要項のほうにはさらに細かく記載するところでございますので、その作成の際に様々な状況を検討しながら、よりよい業者が見つかると思いますか、選定されるような形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 選定する際の企業の企業理念とか、あるいはその事業計画をしっかりと、十分な考察をした上での選定ということになることを期待したいと思います。

債務負担行為の予算から推測すると、指定管理者とは5年契約なのかなというように私のほうは認識したんですが、この条例の第30条に、教育委員会は、その指定管理の運営の全部または一部の停止を命ずることができるかとあります。

ということは、指定管理者となる企業の運営について、教育委員会がその後の事業報告等で、現状をしっかりと把握していく必要があると思うんですが、その際に重視すること、特に重視することについても、お考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この条例の30条のところでございますが、これにつきましては、いろいろと業務報告等を出していただきました上で、場合によって、市の指示のほう、教育委員会のほうで指示をいたしますが、そういったような指示が守れなかった場合などにつきましては、場合によってはこれを発動することもあるというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） キュステというのは多目的施設ですから、もともと公演目的につくられたホールとか、あるいはステージとは附帯設備も違いますし、最大収容人数的にも、収益を期待するのは大変難しい施設だと私は考えています。

過去の実績からすると、例えば東京で開催すれば、6,000円のチケットで1,500人のホールを満席にしたアーティストが、勝浦では3,000円のチケットでも300人に満たなかったとか、先日のあれだけ来場者があった堀内孝雄さんのコンサートでさえ、きっと採算は合っていないんだろうなというふうに予測しております。

そうなると、確かにこのまま勝浦市が市税を投入して継続していくには、大変厳しいということをおも認識しています。それで、企業の培ったノウハウとか、専門性の高いPR力というものを持った企業に、近隣だけではなくて、都会からも動員できるような、そして市民も喜ぶ自主事業をしてもらえるような運営を継続してもらえる企業なのかどうなのか。

また、それを実際にしてくれているだろうかというところに着目して、指定管理者の選定、そして、その後もその実態調査を——実態調査という大げさかもしれませんが、先ほど指示

という言葉は課長は使っておられましたが、市民のためにつくった施設なんだという認識を強くしていただきたいという、これは要望ですが、30条が発生するようなことがないように期待したいと思います。

では、3点目に行かせていただきます。3点目、指定管理者制度というのは民間力の導入ということで、たしか小泉内閣のときに進められ、今、全国に広がっているものですが、これは、質の高い市民サービスを期待できるものとしているものですが、その一方では、人口減少とか税収の減少により、管理、維持が難しくなっている公共施設の長寿命化が大事な理由であると思いますが、今議会で指定管理者制度の導入が可決された場合、勝浦においては、経費削減という意味でも期待をしていいのでしょうか。お考えを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回、この指定管理者の制度に際しましては、まず一つとして、施設設備を適切に維持管理することによりまして、長寿命化を図れるといったところが挙げられております。

こういったようなところから、専門的な業者が入れば、例えば早期に対応しなけりゃいけないところの発見も、今以上にできるというふうに考えておりますので、そういったところでは経費節減が図れるのではないかというふうに考えているところでございます。

今回の6月補正におきましても出しましたが、その中で、発電機室、電気室、搬入口シャッター、あるいは2階のテラスドアの予防塗装を行いました。これが79万2,704円、これは早くやったほうがいいということで、やったところでございます。これを放置して全部取り替えなきゃいけなくなった場合、536万5,250円かかるというところでございます。これ、一概に比較はできませんが、こういったところから、かかる経費などを節減できればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） この指定管理のための費用——経費というんでしょうか——というのは、この5年度の実績からされるものだと思うんですけども、今後、勝浦は税収も厳しくなっていくたときのこと想定して、5年先、10年先も考えての指定管理者制度というものを考えていただきたいと思いますと思うんですが、先ほどから市民サービスが向上するといって、それを皆さん期待しているところだと思うんですけど、今現在のキュステの職員の皆さんは、本当によくやってくれている職員の皆さんです。普通のホールですと、貸し館だとすると、職員の方は手続しかしないところがほとんどです。勝浦のキュステみたいな施設は、ほかにないんじゃないかというふうに、ほかの地域の方も言っているんじゃないかなと思います。

ですから、そういう市民サービスを受けている現在、指定管理者制度になると、こんなに変わっちゃったという事実は絶対出てくると思うので、その辺りも、ただの事業計画だけではなくて、現在の勝浦の状況、キュステの状況、そして、職員の皆さんが本当によくいろんなことをやってくれていたということも申し伝えていただきたいというふうに思うんですが、その指定管理を受けた企業が経費削減に走った場合に、その新しい管理体制で働く方々にとっては、あそこは営業時間も長いですし、心身ともにかなりきつい職場環境になってしまうんじゃないのかなというのも危惧するところです。

単なる人件費削減に走らないで、専門技術者がこの職務につくということですから、そこに

期待し、効率的に、今よりさらに高い市民サービスができるような、そういう指定管理者制度というものを望んで、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁はよろしいですね。

○2番（渡辺ヒロ子君） はい。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私も議案第52号、53号、56号と通告はさせていただきました。ほとんど、今の前任者、渡辺ヒロ子議員の部分とも重なりますし、一番最初にいった長田議員のところと、前段者のところと相当かぶっていますので、同じ質問をなるべく避けたいと思います。

その中で、まず第52号、副市長の定数の特例に関する条例の制定、これは新条例ということで、るる質問した議員からの内容で、よく分かったんですけど、その中でも、まず1点目として出した本条例による副市長の処遇というふうに私の通告をさせていただきました。

この条例を見ますと、この特命副市長の任期は、現市長の職にある者の任期に限りということであっています。ということは、照川市長の任期ということなので、この現市長の職、照川市長が2期目をやったら、2期目まで行くのか。それとも、これは将来のことで、今言うのもおかしい話ですけど、やっぱりそこをちゃんと聞いておかないといけないんで、そのところの任期というものは、どういう考えを持っているのか、まず1点目、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 定数2人とする期間は、今、議員がおっしゃったとおり、私の任期が満了する令和8年8月27日まででございます。

その後は、このところでは、条例では全く触れておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今、この条例で指定される特命副市長、任期は照川市長の任期、令和8年8月27日、あと3年、実際3年もないわけですけど、その期間ということは確認しました。

そうしますと、照川市長の思いというか、市長のいろいろな公約も含めて、先ほどもありましたが、地方創生のための、勝浦市の地方創生のための特命の仕事をやってもらうということで、私も理解しますが、そうしますと、この間、新しい方、これから最終的には提案されるんでしょうけど、先ほども前段者が言いましたが、やっぱり国とのパイプが、勝浦市にとっては今まで非常に細い部分でありました。

で、これから何を進めるに当たっても、国の方針に基づいた形で下支えをしてもらえるような方が、力強い、我々の市のためになっていくんだろうというふうに思いますし、私も今回、海業議連というのを我々も議会の中でも立ち上げましたけど、そういうものをつくるに当たっても、そういうところの協力者というか、行政と一緒にやってもらうと、非常にいいんじゃないかなというふうなことから、私はこの新副市長については、これを歓迎しますし、まさに今、先ほど前段者の中でいろいろ回答いただいている、この勝浦市を市長の任期の間に、もっと太い国とのパイプと県のパイプ、現副市長は県のパイプが強いですので、そういうところが強くなれば、私はもっといい、住みやすいまちをつくれるんじゃないかというふうに思いますので、答弁はもう、今の1点で結構です。

次、続きましてですね。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員、すみません。ちょっとマスク取るか、聞きづらい部分があるので。

お願いします。

○6番（鈴木克巳君） すみません、声が聞こえづらくて、すみません。

次、第53号に移ります。53号の冒頭に、まず条例の全般ということで、新条例ですので、質問通告をしています。その前に、今回、この53号と56号、次に質問しますが、2つとも、条例改正に伴って予算措置が、5年度の予算ではありませんけど、繰越明許という形で、これも予算ですから、措置をされています。

私も行政的なものは、少しは知っているつもりでいましたけど、私的な考えでいいますと、条例がないのに予算があるということは、まずあり得ません。その中で、今回、条例と予算が同時に出ているんですね。そうしますと、条例がもし可決されなければ、これ予算も消えちゃうわけですよ。そのところの説明——これ法律に、私も少し勉強させてもらいましたが、実際にはあるんです。同時に出さなきゃいけない、逆にね。出さなきゃいけないというような内容になっているようなことも聞きましたけど、そのところの説明を最初にお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回の議案の提案につきまして、予算が伴うものにつきましては「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は」、案件を議会に提出はならないと、これが地方自治法の222条第1項に定めてございます。

ただいま申し上げました「予算上の措置が適確に講ぜられる見込み」というのが、これ要件になっていまして、これがどのような考えのもとかということをもたさらに調べますと、これは国からの行政実例が示されておりまして、通常、関係予算が議会に提出されたときとあります。同時に、今回提案させていただくことは、まさに関係予算が議会に提出されたときといえますのは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みを得るものでございます。

このようなことですので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） まさに私ちょっと疑問に思ったところが今の説明で理解しました。そうしますと、後の補正予算、出ていますので、その内容については、そのときにお伺いします。

それで、基金条例については、まさに先ほど前段者も話をしていましたが、この基金をじゃ、何のために積み立てておくのかということになります。そして今回、この条例では4億円の措置がされているというふうに思いますが、その積算根拠というか。4億円は、どういうふうにして積算されたのかという部分と、あとは、基金として積み立ててあるのであれば、いざというとき、これまでも、いろんな事故等が起きた場合は、市長専決という部分の予算措置がありますが、その辺を基金と、そういう突発的な事故等のあった場合のこの基金の使い方、それとあと、そうではないということかもしれませんけど、基金があることに基金取り崩し、それをどういうところに判断していくのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず、今回、基金へ積み立てる4億円についてでございますけれども、先ほども触れましたけれども、この公共施設等総合管理計画、今、定めてございます。この期限が令和8年度まででございます。向こう3か年度、6、7、8の所要見込額が、先ほども申しましたけれども、20億6,430万円という見通しを立てています。

これが、基本的に一般財源で賄う金額でございます。その中で地方債、起債を最大限充て

た場合に、5億円ほどの一般財源が必要となってきますので、その額を目標とする中、原資をふるさと納税と想定していますので、制度改正によりまして、10月から先行きが不透明でございます。また、令和6年度予算も編成過程でございますので、そういう状況も踏まえて、5億円程度の8割にとどめて、今回は一旦4億円ということで計上させていただいているところでございます。

また、緊急の修繕に対しましては、今回もクリーンセンター、突然故障しましたけれども、それに対しては基本、充当する予定でございます。

ただし、例えば機械の直接の工事費ですとか、そういうところに限ったの充当を予定してございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、最後のところ、充当しますか、しませんって、はっきり分からなかったんで、これは質問の後で、ちょっと答えて。

それで、この積立て、今、それこそふるさと納税があつて、ふるさと納税の基金のほうには約30億円あります。それを、ちゃんと用途を明確にした今回の基金積立ては、これまでなかったのが逆におかしいかなというふうな思いもしますので、このところで、今、説明を十分、分かりました。市の独自のお金を、必要な部分をこういうところで基金として積み立てておいて、それを今後のところで回していくということは、これは当然あるべき姿だと思います。

ここで、4億円を積み立てていく中で、これは基金としての最高額、限度額になっていますから、それを例えば1億円なり5,000万円なり、基金を取崩した場合は、その時点というか、その年度で、即また4億円に足していくという考えでいいのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。4億円につきましては現時点、最低額ということで考えてございまして、今後さらなる積み増しを予定させていただきたいと存じます。

向こう3か年度で、5億円程度と申しましたけれども、さらに2か年先、令和10年度までを見通しますと、2桁億円といいますか、10億円を超える額も想定されますので、財政状況ですとか、ふるさと応援寄附金の状況を鑑みまして、必要に応じて積立てをさせていただきたいと、このように考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 3回目ですけど、この3条の2に「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とあります。この辺の考え、いわゆる積立てというか、銀行の預金だけではなくて、これをどのように運用していくということも、運用して、もっと有利な利子なり、この額を対応できるんだろうと思いますけど、現時点ではどのようなことをこの有価証券の部分では考えているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この点は、例えばいすみ市ですとか、千葉県債ですか、そういう購入も図っているようですので、そういう他の自治体の例を研究いたしまして、検討してまいりたいと思いますけれども、この基金につきましては、この先の取崩しが、現時点、大いに予想されるところでございますので、運用につきましては、そういう事情もございまして、もろもろの状況に応じまして、また検討してまいりたいと、このように考えてござ

います。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、議案第56号、勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及びコミュニティ集会施設の条例改正について、お伺いします。

これも前段者も相当いろんな内容をお聞きしていますので、私がここで改めて聞くことは非常に少ないんですけど、大体理解をしましたので。ただ、その中で、もう一度、改めてお聞きしておきたいのは、本条例が、実はキュステが建設されてすぐに、これを直営でやるのか、それとも指定管理するのかという話が恐らく出ていました。

そして、キュステができて、数年たっていますけど、その間で、こういう公の場に出されたのが初めてですし、条例として、これからやっていくという中のことは初めてです。そこで、お伺いするのは、教育長にお伺いします、最初に。

キュステの運営、そして、これを今回、指定管理にするに至った教育委員会の中の、どっちかって市の施設ですよ。教育委員会が主管する施設ですので、その辺について、教育長としては、先ほどいろいろ審議会とかにも諮っているということはあるんですけど、どういう説明をされたのか。それを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬教育長。

○教育長（岩瀬好央君） これまでの課長からも説明があったと思いますけども、やはり実際運営をしていく中で、まず第1はやはり、修繕等に今後、3億円ぐらいの多大なお金がかかるというところでの長期的な維持管理をどうするかというようなところが出てきております。それから、そういう中で、いろいろ施設の補修とか故障という部分のところも多く出てくる中で、定期的な点検はしているものの、突発的な事故も起こる中で、どうしていくかというところがまず第1であります。

そのほかとしましては、いろいろなイベント等を行っていく中で、これで10年近くたちますから、いろいろ要求されるようなところも出てきて、例えば演出であるとか、そういう部分でも、だんだん市民の目が肥えてきていますし、また、実際にステージに立つような方たちも、いろいろ要望等も上がってきていると。そういうようなところも踏まえて、今現状で、市の職員だけでやっていくということが、かなり厳しくなってきていると。そういうところを踏まえて、今後どうしていくかというところで、サウンディング等も行いまして、企業の人たちの意見も踏まえた上で、指定管理についても検討していくというふうになったと認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） キュステのような施設は、今、教育長が言われた修繕等を含めての管理の部分と、もう一つは、キュステ自体を運営していく、その2つが別ものというか、今は市の中で全部やっていますが、指定管理になると、指定管理の部分は、その運営という部分が指定管理者と。そして、修繕、ほかの管理という部分については、これは大きくは市の行政財産ですから、教育財産ですか、になりますので、そこが管理をしていくのが、当然の話ですけど。

だから、今言った修繕なり何なりをする必要においては、キュステの収益の中でやる部分ではないので、そここのところが、ちゃんと明文化されていかないと、どっちがどうなるんだという話になっちゃう部分もあると思うんですね。

例を出すと、かつうら聖苑の火葬場、あそこも指定管理です。ただ、あそこの場合は、もの自体、炉も含めて、それは全部、市の対応ですから、あくまで火葬するための管理者を指定して、額を指定して、その中でやってもらう。その額も、これだけあればできますよという、運営会社のほうから市に予算要求してくるわけですから、それで、5年なら5年のスパンで、それを運営してもらう。

そういうことにおいても、今回もいろんな予算は出ています。諸物価の高騰であったり、いろんな、燃料費を含めての高騰であったり、時代時代で変わってくるので、その都度、それはそれで、また見直しをしていかなきゃいけないと思いますけど、ここでお聞きしたいのは、私一つは、今回の提案するに当たって、市だけで独自に考えたものではないと思います。千葉県内にも同じような施設、たくさんあります。そして文化施設あります。

これは分かる範囲で結構ですが、条例案を出すまでのいろんな調査をしていると思いますが、ほかで、近隣、幾つでもいいです。指定管理をやっている、市原もやっていますけど。そういうところの芸術文化関係の指定管理等について、どのような調査が行われて、それがあから、勝浦もやろうという方向になっていると思うんですけど、その辺で、分かれば教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。現在、文化会館を指定管理やっているところ、東京、神奈川では約80%、県では、約50%がやっているというところでございます。

この中で、特に印西市の会館のほうを参考に、いろいろと情報をいただきながら、今回こういった内容で提案させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 至った経緯で、印西市が、じゃ、どうだったのという話に、印西市にいろいろ聞きまして、聞いたので出しましたじゃなくて。これ3回目になっちゃうかもしれないけど、じゃ印西市はどういうふうにやっていて、それを勝浦市のほうにも同じように採用しようということになったかの経緯を聞いたんで、その辺、もうちょっと詳細にお尋ねしたいと思います。

もう1点、ありますので、今ので、1点目のやつは終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） すみません。それにつきましてはちょっと今、資料のほう、ちょっと手元にございませんで、後ほど答弁させていただきます。申し訳ありません。

○議長（佐藤啓史君） じゃ答弁保留で。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、同条例の2点目について、両施設というか、これは今回、キュステと、もう一つ公民館ですね。市内には、ほかに公民館ありますから、キュステも公民館の一部を包括しますし、興津なり上野なり総野なりというところも、集会所を含めて、公民館と言われるところあります。その辺も指定管理になるんだろうと思います。コミュニティ集会施設設置管理条例も一部条例改正しますので。

そのところは、同じところに当然、指定管理を出す方向でいるんでしょうけど、そういった場合、特に公民館については地域の施設なんで、これがキュステだけなら、まだいろいろ対応はあるんだろうけど、集会施設のところは、どのように考えてやっているのか。今、集会施設も土日だけじゃなくて、平日もいろいろ使われていますので、そういうところに今、職員というか、臨時的な職員が配置されています。その辺の考え方をぜひお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。集会施設につきましては現在、興津集会所につきましても、会計年度任用職員が常駐しているところでございます。

そういったこともありますので、これにつきましては、指定管理者になった暁でも、同様の体制で臨みたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） なった暁に考えるんじゃなくて、指定管理の条例を出したんだから、もう既にどういうふうにするというのを考えてなきゃおかしいんじゃないですか。条例が通りました。じゃ指定管理を今後、プロポーザルなり何なりで、会社、業者を選んでいって、そのときのプロポーザルの募集要領の中に当然、書くと思うんですけど、ここはこうします、ああします。で、条例を出すときに、それも本来はあってしかるべき。なってから考えますって、今の状況と同じように考えますでは、これは説明になりません。私はそう思う。

ですから、そここのところ、もう一回、これ2回目になっちゃうけど、説明をいただきたいのと、あと、現状の対応として、例えば興津集会所に臨時のというか、窓口対応の方がいます。そして、その方たちは清掃も全部やっているようですけど、あそこも旧中学校、建物と体育館が別々の対応になっているようなんです。だから、片方をお願いしても、もう片方の、鍵とかも、例えば開けてほしいといっても、すぐにはできないという、現状そうらしいですよ。ちょっとほかの使っている人から聞いたんですけど。

そういうところが、これから民間の方、指定管理になった場合、今よりももっと柔軟な対応を望みたいんですけど、その辺についても、最初の答弁がちょっと物足りないという、物足りないけど、その辺をどうしていくのか。これは生涯学習課だけではなく、教育委員会として考えるべきだと私は思いますけど、お答えをいただきたいのと、もう一点、指定管理をした場合、事業者としては、採算が合わなければ、先ほど前段者も言っていましたけど、撤退しちゃうかもしれないという部分があります。

そのときに、これまでも私は、当初から、ちょっと二、三回、議会の中でも質疑をさせていただいているんですけど、採算性の問題ね。文化交流の施設だから、例えばイベントについては、先ほどもちょっと触れていましたけど、勝浦の800席の中では、採算性を取るイベントは難しいという中において、今、黒字になっているのは実際、映画の配給、映画上映だけは、とにかく入場料の何%をもらうんで、市からの補填はないんですけど、ほかのイベントについては、補填というのは市直営ですから、やるごとに赤字。最初から赤字の予算が上がっている施設なんですね。

ということは、民間の方が実際にやって、私は、民間の人は、その収益は民間の業者に入るというふうになっていますから、そこを考えたときに、どれだけ文化施設としてのものが生きてくるのかなという部分がありますので。以前、その赤字のことを議会で言ったときに、当時の首長さんは、文化施設なのだから、赤字はあって当たり前だというふうな、それは最初から分かっている話だ。ただし、文化を広めるための施設なんだから、イベントやっても赤字になってくるんだろうということを、それは当たりのことだと言われました。それは議事録に残っています。

でも、それを考えたときに、今、この勝浦の800席の文化会館で、収益が上がるようなイベン

トが本当に打てるのかということになると、考えますし、逆にそこで、イベントをやってください。いろいろ文化のためにやってくださいといっても、その赤字が出た場合の補填を市はするの、しないの、そのところを最後、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答えいたします。先ほど失礼しました。集会施設につきましては同様の対応で臨みます。ですので、興津集会所のほうには人を配置するといったような形で、募集のほうをやっていきいたいというふうに思っております。失礼しました。

続きまして、体育館の話ございました。体育館につきましては、今回のこのサウンディングをやるに当たりまして、生涯学習課の施設を全部ということで、まずは考えました。当然のことながら、学校側の施設でやっております旧北中学校の施設とか体育館も全て行いましたが、その際のサウンディングのほうのヒアリングにおきまして、文化施設とスポーツ施設の同一は難しいといったような意見がございましたので、今回は体育館のほうは含まない形で募集をかけようというふうに考えているところでございます。

すみません。まず、集会施設につきましては、同様の体制で募集をかけたいと思います。

また、体育館につきましては今回、サウンディングをやるに当たりまして、これも含めて、施設のほうをお願いしたいというところで、サウンディングのほうをかけたところでございますが、サウンディング参加事業者のほうからは、文化施設とスポーツ施設、この同時は難しいといったような意見がございましたので、今回は、そこは含まない形でやろうというふうに考えているところでございます。

また、支出が収入を上回るイベントにつきましても、これは各いろんな世代の方々に芸術文化を提供するといったようなところがキュステでございますので、そこについては仕様書をつくる際に考慮して、こういった事業をやってくださいといった形で示していきたいというふうに思っております。

この不採算部分につきましては、どうしてもこれは指定管理料に跳ね返ってしまいますが、そこはキュステの使命といいますか、目的に沿ったやり方でやりたいというふうに考えているところでございます。

先ほどすみません、印西の話、申し訳ございませんでした。印西市のほうから、指定管理業務仕様書というのを頂戴いたしまして、この内容につきまして、いろいろと確認したところでございます。指定期間とか基本的な考え方、指定管理者が行う業務、そういったところを印西市のほうにヒアリングかけまして、今回このような形で行ったというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定について、まず伺います。通告を3点してございましたが、前段者のほうから詳細な質問と、また御説明ありましたので、1点だけ、再度確認の意味も含めてお聞きします。重複する部分があったら申し訳ありませんが、もう一度、お答えをいただきたいというふうに思います。

まず、2名の副市長にするに当たり、その責任と役割を明確化すべきだと思いますので、この辺りについて、もう一度、お考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。竹下副市長につきましては、統括副市長の役割、これを担ってまいります。新たな副市長は、地方創生の推進を主とする特命担当として任命するという考えであります。

また、市長の職務を代理する副市長の順序は、竹下副市長が最上位となると、そういう考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 戸坂議員、マスクを外して質問をお願いします。はい、2回目。

○10番（戸坂健一君） ありがとうございます。先ほどからの説明にあるとおり、この特命副市長に関しては、地方創生に関する部分を担当していただくということで、具体的には、総合計画にのっとった形でということでありました。

今回の新しい条例の中で、これも再三、話がありましたが、仮に任期を現市長と同じ3年間とするならば、その3年間で達成すべき事業があるというふうに思うんですね。となれば、現時点で、特命副市長を任命するに当たり、お任せしたい具体的な事業があつてしかるべきではないかなというふうに思うんです。お任せしたい仕事があるから、具体的な仕事があるから、特命副市長を任命するのだということになるのかなというふうに思うんです。

総合計画、全体的にやっていただくということは、もちろんそのとおりだと思いますが、その中でも、特に今回、特命副市長を任命するに当たって、重点的にやっていただきたい仕事が、現時点で、あるのであれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。地方創生に関しましては、本市の目標というものがございます。その1点目に先ほど挙げましたのが、新しい人の流れ、そして関係づくり。これは、市内の連携は、もう今、進めているところですが、県と国と太いパイプをつくっていくところでは、私は今、これを機に進めて、深めていきたいという思いが強くなります。

そしてもう1点は、産み育てる環境の充実と福祉との一本化、このことについて、この後、任期中に是が非でも達成をしたいというふうに考えております。

そして3点目が、人が行き交って暮らしやすい地域の実現、これら、今もやっております。今、進めている施策は、もともとあったものではありません。大きなくくりの中で、創出してきた。皆で知恵を出し合って、やってまいりました。

これら、ようやく、そういう私たちの流れができて、そこに向かって、今は種まき、そして芽が出てきた。これをしっかりと、大きなものにつなげていきたいというふうに思っております。

そして、できれば、雇用の場づくり、これが最も大切かなと思っているわけですが、先ほどは、その一つとして挙げませんでした。働く場をいかにつくっていくか。これはちょっと、私のほうの想定がはっきりしないので、今、皆さんに、加えて思い切って言ったところですが、これからは雇用の場づくりということも考えていかなければなりません。

そういう面で、統括と、統括する仕事と特命と、しっかり分けながら、自分の任期中に、ぜひともやり遂げたい様々な事業は、今、何々事業とは言えないのです。そのところを察していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 承知しました。詳細については、また委員会のほうで質問をさせていただき

ればというふうに思いますので、次に、議案第56号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について伺いたいと思います。

こちらについても前段者のほうから質問をされておりましたので、1点だけ、不採算事業の今後について、在り方、もう一度、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。不採算事業、支出が収入を上回る事業と、自主事業の中で、支出が収入を上回る事業というふうに認識しておりますが、今回これをやるに当たりまして、指定管理事業者に期待するところは、各世代のニーズに対応した企画を実施してもらおうというふうに考えているところでございます。

必然的に、今やっているところよりも、今やっているよりも、よりいいものを企画してほしいというところでございます。

そうなりますと、当然のことながら、支出が収入を上回る事業もあるかと思いますが、そういったようなものにつきましても、現状の維持といいますか、やっていただくというところで、仕様書のほうに盛り込みまして、こういった事業はやってくださいといったところは、あらかじめ指定管理者のほうに募集要項等で示したいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） これで最後の質問にしたいと思いますので。仕様書のほうにその点を盛り込んでいただけるということで、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

民間事業者を活用しての指定管理ということでありますので、前段者のほうからも質問ありました採算性ということを考えていけば、必ずなくなっていく事業が今後、出てくるというふうに思います。

しかしながら、社会教育費としてのこれまでキュステが行ってきた事業は、本当に勝浦市民、子どもたちの社会教育、未来への投資でもありますので、これは教育予算の中の一つというふうに私は受け取っておりますので、そうしてみたときに、近隣市町村であるとか、同人口程度の市町村と比べても、キュステの予算を入れても、突出して社会教育が高いわけではない、割合が高いわけではないというふうに思いますので、ここは何としても維持をしていただきたいというふうに思います。

採算、不採算で単純に割り切れるようなものではないというふうに思いますし、1点だけ例を挙げさせていただければ、今、キュステシネマ実行委員会という民間公募で募集をして、キュステでどういう映画を流そうか。イベントをやろうかというように行っている委員会があります。皆さん手弁当で、数万円の予算をいただいて、市外まで買物に行って、イベントをつくり上げて、例えばキュステハロウィンパーティーというような事業は、最初400人しか来なかったものが、今、1,000人以上来てくれるような大きなイベントになっており、子育て世代を中心に、皆さんの集まる場、交流の場として、実績を積み上げてきております。

また、昨年からはまった勝浦ムービーコンテスト、勝浦ムビコンも、やはり同じように勝浦市を愛する様々な方から動画の投稿があつて、20以上あつたと思いますが、勝浦の文化振興に非常に大きな貢献をしていただいているというふうに思っております。これが、採算が取れる

事業かどうかという、取れないと思います。

ですから、こうした事業をしっかりと、合理化していくところは合理化をしていただいて、市の文化向上を考えて、守るべきところは守っていただきたいというふうに思いますので、この辺、もう一度、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答えいたします。今回やるに当たりまして、自主事業につきましては、内容を精査するというは考えているところでございます。

ただ、これ、内容を精査ということは、先ほど申し上げましたように、支出が収入を上回るような事業は、やらないというわけではなくて、本当に必要なものであれば、どんどん仕様書とか募集要項に盛り込んでいきまして、募集に際しまして、指定管理者のほうにやっていただくということを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から申し上げます。本日、まだまだ日程残っております。質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭にお願いしたいと思います。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から議案56号、皆さん、さんざん勝浦市芸術文化センターの、それとコミュニティ集会所の件ですね。これについて、前段者、いろいろな方から質問を受けた中で、私の聞かんとしていることも大体はあれなんですけど、ただ、私もここへ上げている以上、角度を変えて、ちょっとこの辺を質問したいと思います。

そして、この指定管理制度の導入に向けても、5番目に書いてあるんですけど、これというのは、その委員会の中で、経費節減とか3項目ぐらい、あるいは5項目ぐらいの協議を置かれた中で、このように指定管理を求めてきたという中で、いつ頃から、この指定管理を協議され、職員の、あと何人、ここに従事しているか。

そして、文化センターにおける運営に関する経費で、設立当時から赤字の経営で、文化には金じゃないんだみたいな、先ほど前段者も言われていた中で、あるんですけど、確かに金じゃない問題のほかのいろんな文化、教育の問題というのは当然ながらあるべき姿なんですけど、その辺で指定管理を指定したときに、指定管理者も運営上、当然、利益追求の問題はあろうかと思えます。

そこで、キュステの運営に当たって、この何年か計画の経費の中で、どのくらい赤字で、何がプラスで、何が赤字なのか。そして、どのくらい毎年、赤字経営になっているのか。

結局、言わんとしていることは、指定管理しても、それは民間の場合は——皆さんにはこういう言い方もないでしょうけど、努力しながら、運営方法は考えるものはあろうかということも、先ほどの質疑の中でも、課長も言われた件も、そう受け止めているんですけどね。その辺でどうなのか、質問いたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答えいたします。今回の指定管理者制度のことです。まず、事の発端といいますと、このキュステが開館10年目を迎えて、施設設備のほうで言いますと、補修とか更新が課題となってきました。

また、昨年度策定いたしましたキュステ、また集会所の個別施設計画によりまして、今後、適切な維持管理が必要であるというふうなことが、ますます重要になってきているということがあります。

したがって、そういったようなところに関しまして、特に観客席の出し入れ、それから音響とか照明の操作といったものは、専門知識とか経験が必要な分野といったこととなりますので、この課題に対応するには、人事異動のある事務職員では、どうしても限界があるというところから、文化施設運営のプロに任せたほうがよろしいんじゃないかといったような考えがあったところでございます。

また、自主イベントにつきましても、民間のノウハウによりまして効果的、効率的な運営もできるのではないかといいるところから始めてございます。

これ、いつからということですが、こういったのをやるに当たりまして、民間事業者からお話を伺うということで、この4月にサウンディング型市場調査のほうを実施いたしました。応募があった中で、ヒアリングを行ったのが結局2社ということで、これが7月でございます。

その中で、それぞれの事業者のほうからは、指定管理者制度がよろしいのではないかといいたような話がございましたので、それによって進めていたというところでございます。

その後、これを具体化するために検討いたしまして、今年10月18日に1回、芸術文化交流センター運営協議会で御説明したところでございます。

その後、10月19日に教育委員会議で説明いたしまして、これについて、それぞれの社会教育委員会議、また芸術文化交流センター運営協議会のほうに、これを諮問するよろしいといたしたようなことが決まりました。

その後、10月30日に社会教育委員会議、また11月22日にこの運営協議会を開催しまして、それぞれ諮問し答申をいただいたところでございます。

その後、11月24日の教育委員会議を経まして、今回この条例の提案になったというところでございます。

また、このキュステの人数でございますが、人数につきましては現在、キュステのほうの職員でございますが、正規職員が6名、会計年度職員4名ということで、10名。これは興津集会所を含めまして、全部で10名の職員がいるというところでございます。

また、赤字、いわゆる支出が収入を回る事業ということですが、これに関しましては、令和4年度の実績で申し上げますと、有料のイベントにおきましては全部で7ございまして、これにつきましては、残念ながら、全て支出のほうで収入を上回っているというところでございます。

また、無料のイベントもございまして、これが11事業ございまして、これは無料ですので、どうしてもその分につきましては、支出のみということになってしまっているところでございます。

また、唯一、黒字と申しますか、収入が支出を上回っている事業といたしましては、ホール

の開放事業企画が、多少ではございますが、収入のほうが支出を上回っているといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今、説明を受けた中では分かるんですけど、10月にその辺をあれして、もっと事前にこの辺をしっかりと見ながら、費用対効果の中で——私はそういう考えばかり言うしかないんだけど。そこで、7事業が全部赤字と。

だから一体、近年において、二、三年でもいいですよ。どのくらい毎年、赤字を出しながら、決算で見てこいと言われれば、見てから質問すればいいんでしょうけど。どのくらい赤字を出して、そして、例えば2業者にプロポーザルして、これを指定管理として受けさせる上で、この事業者はそれなりに努力し、自分たちの利益追求も考えて運営されると思うんですけどね。先ほど来、確かにほかのまちでは1,000以上の客席を持ったり、800ですよ、運営としてもですね。1日2回、3回とイベントを打てば、それなりの集客もできるんでしょうけど。

それよりも、これを運営するに当たって、ライト関係とかいろんな面の技術者を呼んで、一体これを幾らで、ある程度は予測して、指定管理のほうを向けての話だと私は認識するつもりなんです。これも考えないで、ただ、指定管理だ、指定管理だと。この赤字をこれからの、確かに職員がそういう運営するに当たっては、大変な面ありますよ。だけど、そこで、これ以上の支出をどのようにしていくか。その辺も、ある程度は前もって認識して、指定管理をさせなければいけないのかなど。

それで、確かに指定管理受けさせれば、赤字であろうと何であろうと、契約の中で、相手がやめると言わない以上は、やっていく話なんでしょうけどね。そこでのこれがどのくらいの支出になっちゃうのか。

やっぱり職員にしてみれば、なかなかこれ大変ですよ。それで休みも、今、水曜日ですか。休まれている面もあるんですけど、これを指定管理したときには、休みなしで運営していただけるのか。その辺もちょっと聞いておきますけど、この中で。

ただ、先ほどの事業で、一体年間どのくらいの文化センターの事業として支出というか、赤字になっているのか。その辺を再度お聞きしておきたいと思います。

また、先ほどの運営の、水曜日休みだったと思うんですけど、それは、休みなしでやるに当たって、指定管理の問題ですね。

確かに、私たちが借りようとしたときに借りられなかったり、それは忙しい分には結構なんですけど、その辺の問題点とかを、ある程度は考えての指定管理の方法。民間がやるほうが何かにつけて、運営は非常に厳しい中で運営され、また市民サービスにおいても、できようかと思うんですけどね。

そういう意味から考えて、先ほどの支出、要するどのくらいの赤字を出しているのかと。休みはあるのかなのか。そして、何時から何時までを人を張りつけてやるのか。その辺、再度お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、先ほど、2業者が指定管理としてといったようなお話ございましたが、あくまでも2業者はサウンディング、意見を聞くためだけのものがございます。ですから、今後これを公募するに当たりまして、この業者が手を挙げるか

どうかというところの保証はございません。あくまでも、どうかということのお話を伺うということをお公募した際に、手を挙げて、お話を聞いただけということでございますので、ここが決まっているというわけではありません。

続きまして、赤字がどのくらいかといったような御質問ございましたが、赤字につきましては、全体で約800万円、799万4,791円。約800万円、全体での赤字といたしますか、収入支出の均衡といたしますか、それがこの金額になります。

有料イベントだけで申し上げますと、562万3,326円。これが、支出のほうが収入を上回った結果というところでございます。

また、休館日ですが、休館日は火曜日というところですので、これにつきましては、火曜日というのは休館としたいというふうに考えているところでございます。

また、開館時間も、9時から21時になっておりますので、ここも変更しないような形で、公募をかけようかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありますか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 3回目なんでね。分かりました。非常によく分かりました。ただ、800万円や1,000万円の赤字であれば、これは確かに何とか、指定管理しても、これ以上の話にはならないし、むしろ努力され。

ただ、運営の指定管理の、要するに契約金を、どのくらいを見積りの中で考えていくのか。キュステを運営するに当たって今、人件費から何から合わしたときに、これ以下なのか、これ以上のものなのか。その辺の話は考えておかなければいけない。

これ以上のもので指定管理をやるのであれば、それは皆さんの中で当然、業者のほうもそのくらいのことを考えて計算できようかと思うんですよ。その辺をどう思うのか。それがやっぱりある程度。

赤字に対する市民サービスの、文化的なものの1,000万円や800万円の話はどうだって、何とか市民にいい方向に、いろんな意味で、文化的なものを供用してもらいたい。それはいいと思うんです。私は、もっとあるものだと思ったから聞いたんですけど。

ただ、その指定管理における業者に対する方法が、先ほどの10名、これは興津公民館を踏まえての10名ですか。その辺の経費面からいろんな面の積算をして、その辺の協議も、ある程度は勝浦市としても含んでの話で、これ以上のもので、指定管理といたら。いや、確かに技術者がいるから、しょうがないんですよというか分からない。ライト、照明したり、職員ができないこと、以上のものをやるからいいんじゃないのという話であるにしても、それをちゃんと皆さんに分かるように説明できるものでなければいけないのではないかと考えていますので、これで終わりにします。答弁をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず今回、採算といたしますか、支出が収入を上回った事業でございますが、これは自主事業ということで、必要だからということでやっているというところでございます。

したがって、ここにつきましては仕様書等に、この事業はそのまま移るかどうかというのは、これから検討しなきゃいけないところではございますが、これについては仕様書、あるいは要項のほうには、こちらから、やっってくださいといったお願いしているというところござ

ざいますので、これについて、支出が収入を上回るような場合につきましては、それは指定管理料のほうに跳ね返ってくるというふうに認識しております。

現在、これについて、じゃその契約のお金はどのくらいかというところでございますが、大体、1億1,600万円ぐらいで見込んでいるというところでございます。これは、その5年分が、こちらの債務負担行為のほうに出ているところでございます。

これにつきましては、現状どうかといいますと、令和5年度の予算と同程度というところでございます。すぐに経費削減といったような効果を見ることは、できないというふうに認識しているところでございますが、ただ、これをやることによりまして、先ほど申し上げましたように、施設の長寿命化、あるいは施設の高度利用につながっていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） それでは、簡単に一つ、質問させていただきます。議案第52号 勝浦市副市長の定数の特例に関する条例の制定についてということで、これ、答弁は結構です。

先ほど来、多くの議員の皆様方が、この案件について質疑をしておりました。当然、議員ですから、議員が質問するのは当然でございます。そして、その結果を聞いて判断をしていただけると、それが議会のルールではなかろうかと思えます。

そこで市長は、その質疑に対して、本当に様々な答弁をしていただきました。種をまいて花が出る。あるいは、新しい流れが来る。まさにそのとおり、これから様々な事業が出てくるんじゃないかと思われま。

そしてまた、県と国とのパイプを強くしたい、そういうような発言がございました。まさにそのとおりであり、県のことにつきましては、現副市長が非常に強いパイプがあると伺っております。国におかれましては今後、政策統括監が見えまして、国との強いパイプやきずなを結びたいというふうな思いでいると思えます。

先ほど鈴木議員が、ちょっとマスクをしていたもので、聞こえが悪かったんですが、後で確認しましたら、県と国のパイプを、絆を太くする、そういう意味においては、2人制の副市長は賛成だというようなことを伺いました。まさに私もそのとおりであります。

今後、今の副市長と、そして新しく見えます副市長、お互いに2人で、様々なこれからの事業をやっていただいて、勝浦が発展することを心からお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（佐藤啓史） 末吉議員に申し上げます。質疑でございますので……

○15番（末吉定夫君） すみません。要望でありますので。

○議長（佐藤啓史） 今の意見表明については今後、討論の場においてされたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号、議案第53号及び議案第56号は総務文教常任委員会へ、議案第54号及び議案第55号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史） 次に、議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第58号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第59号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第60号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第57号 勝浦市一般会計補正予算、ページ数としましては、6ページの中の郵便局型キオスク端末取扱事務委託、これ債務負担行為ということの補正ということで、30万1,000円ございます。

これと多分、関連していると思いますが、25ページなんですけども、証明書交付サービス端末整備事業600万円の2つなんですけども、まず、これについての概要をお願いしたいのが一つと、もう一つは、31ページ……。

○議長（佐藤啓史君） 長田さん、一旦ここで区切りましょう。

○4番（長田 悟君） 3・3でいいですか。

○議長（佐藤啓史君） はい。

○4番（長田 悟君） じゃ、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。この事業は、住民票等各種証明書を自動発行する郵便局型キオスク端末の機器を本市が購入し、上野郵便局と総野郵便局に設置していただき、管理や手数料の受領を郵便局に委託する事業です。

総務省のマイナンバーカードを活用した証明書自動交付サービス端末導入支援である証明書交付サービス端末整備費補助金を申請して、実施いたします。

発行できる証明書は現在、コンビニエンスストアで発行できる証明書類と同様で、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票のうち、さらに所得課税証明書であります。郵便局では、勝浦市に住所のある方のみが発行可能といたします。

これにより、市民の証明書類を取得する場所が増え、利便性の向上を図るものでございます。

債務負担行為の設定につきましては、予算議決後、日本郵便株式会社と、キオスク端末機器の設置及び証明書等発行に係る取扱事務委託契約を結び、締結することになります。

契約文案には、1年間延長できるという規定が含まれていることから、事務取扱委託料の負担行為設定をするものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員、2回目。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、今までコンビニで発行していたものが、郵便局でできるというような解釈になってくると思います。

この財源につきましては、国県支出金1,759万4,000円で、その他として9万9,000円ですので、

ほとんど国のほうの交付金なのかなという気がします。

上野と総野の郵便局にしたということで、コンビニと競合しますよというところが多分、あると思うんですけども、そういう何か要件というのがあるのかどうか。

それとあと、郵便局でありますと、時間的な制限。コンビニは24時間ということなんですけども、郵便局の開設時間だけかなと思うんですけども、この2つについてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。国の採択要件は、キオスク端末設置済みのコンビニエンスストアから3キロ以上離れた郵便局が該当ということになります。

キオスク端末設置済みのコンビニエンスストアから3キロ以上離れている郵便局は、勝浦市内には上野郵便局、総野局、鶴原局の3局が該当となりますので、総務省へ実施要望等を提出するに当たり、事前に郵便局と、意向について協議したところ、鶴原郵便局は、施設の大きさから、設置場所の確保が難しいというような回答もありましたので、今回、上野郵便局と総野郵便局への導入といたしました。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうなりますと、コンビニがない上野地区と、総野地区につきましては多分、宿戸はありますけど、それから3キロ離れていますねということで、松野の方面の方についても相当、利便性が出てくるなという形で、いいことかなと思っています。

次に、31ページの農林水産業費、農業費のほうの飼肥料等価格高騰対策支援事業579万3,000円ということがございます。これにつきまして、去年も同じようなものを多分やっていただいたと思います。今回、579万3,000円の実施のものについての概要について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。飼肥料等価格高騰対策支援事業の概要についてでございますが、本事業につきましては、価格の高騰が続く農業用肥料と畜産用飼料の購入費及び動力光熱費の一部を補助し、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、国から交付されます物価高騰対応重点支援地方交付金を活用しまして、農業者及び畜産業者へ補助金を交付しようとするものでございます。

まず、交付対象者の要件についてでございますが、本市に住所を有し、令和4年及び令和5年中に農業または畜産業を営んでおり、今後も継続の意思がある方で、令和4年分の確定申告、または令和5年度市県民税申告を行った方、または決算を行った法人としております。

補助対象経費につきましては、令和4年度に実施した肥料費及び飼料費への補助に、本年度は、農業用機械やビニールハウスの加温に要した燃料費や電気代、ガス代、水道代などの動力光熱費を加え、これらの合計額の10%を補助金として交付しようとするものであります。

なお、補助金の上限額といたしましては、前年度と同様、農業者30万円、畜産業者50万円としておりまして、申請の期限は、今のところ1月から2月の末日を予定して、準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この財源についても国県支出金ということで、579万3,000円、全額が国・県の支出金だということで、よくあるのが、専業農家とか認定農業者しか使えませんよというようなところなんですけど、今の説明を聞きますと、兼業農家であっても、小

さい農業であっても、これは可能であるというふうに認識しています。

次に、この申請手続、必要な書類、支給判定をどうするのか。今言った1月から2月末という周知方法等について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、申請の手続についてでございますが、これは、いすみ農業協同組合の御協力をいただきまして、12月20日以降、農協さんの広報紙と併せて、制度のお知らせ文と申請書を併せて配付していただく予定で、準備を進めております。

必要書類といたしましては、令和4年分の確定申告、または令和5年度の市県民税申告の収支内訳書の写し、それと本人確認のための身分証明書、また振込先口座の確認として、通帳等の写しを申請書に添付していただき、農林水産課の窓口、または農協さんの窓口に提出していただくことで、準備を進めています。

また、申請に基づきまして、申請内容及び必要書類の確認をして、市税等の滞納がないことを条件としておりますので、税務課に滞納の有無を確認させていただいた上で、支給の可否の判定を行いまして、補助金の交付決定、または不交付決定通知書を送付することになるかと思っております。

なお、周知の方法につきましては、市のホームページ、広報紙に加え、先ほど申し上げましたとおり、農協さんの協力をいただき、書面での周知を考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。ひとつ、こういう例があるかもしれないんですけども、こういうものがもらえますよということになって、飼肥料、申告していませんでしたと。いや、こういうことがあるから追加しましょうとか、動力光熱費、これもしていませんでしたというような人も、中にはいると思うんですね。

そうなると、今の説明ですと、申告書によってということであれば、その人がこの申請で大きな金を、プラスのお金をいただくということであれば当然、令和4年度の修正申告をしたものを、修正して出してもらおうというのが通常だと思うんですが、そういうふうな考え方で、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。現時点ではそのように考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうから一般会計補正予算について、何点かお聞きしたいと思っております。

1点目は24ページ、いすみ鉄道対策事業の226万7,000円について、お伺いいたします。

いすみ鉄道施設の災害復旧に要する経費の補正とありますが、今回のいすみ鉄道の災害による被害、この復旧に関する総費用、これは一体どのくらいかかったのかをお聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。いすみ鉄道の被災状況から申し上げますと、大多喜駅から大原駅間で2か所、大多喜駅から上総中野駅で8か所、合計10か所、その道床の土砂流出などとなります。

いすみ鉄道対策事業は、令和5年9月8日の台風13号の影響の被災状況の復旧費についてですけれども、保険により支払われる費用を除いた額から、国・県・2市2町の協調により負担するものとなります。

復旧費用の見込額は1億4,754万1,000円で、その負担としましては、国・県の補助等を控除した約3割の4,532万8,000円を2市2町で、持ち株割合に応じて負担し、勝浦市は226万7,000円となっております。

なお、市負担分のうち、220万円は災害復旧事業債を財源として、交付税による措置を見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 4,500万円の、大原駅から大多喜駅までの、大多喜―上総中野でしたっけ、そこまでの区間が、勝浦が分担している分の中に入りますが、その中が災害でかかったのが大体、見込みが4,500万円、それで勝浦の分担金が226万円ということで、よろしいんですね。承知いたしました。

このいすみ鉄道は、勝浦市から大多喜高校へ通う生徒にとって、大切な足となっております。この復旧状況、どのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。鉄道の現在の復旧状況ですけれども、大多喜駅―大原駅間は9月13日より運転を再開しております。

また、大多喜駅と上総中野駅は、10月下旬から順次復旧工事が始まっておりまして、今年度、令和5年12月20日に工事完了予定となっております。

その後、工事完了検査、試運転などを実施しまして、12月25日以降の復旧予定と聞いております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 一日も早い全面復旧を望みたいと思います。

続きまして、こちらも24ページ、夜間タクシー運行確保事業について、52万8,000円についてお伺いをいたします。

こちらなんです、夜間のタクシーに関しては、観光議員連盟におきまして、市長宛てに2回、意見書を提出させていただきました。これが今回、予算化されたことは大変喜ばしいことと思っております。

今回は、12月中旬から1月末までの24日間に限り、JR勝浦駅に2台を配車するというところで、終電までということですが、これはこの後、この24日間、どのくらい利用者があるか分からないんですが、恐らくこれを必要としている方はたくさんいらっしゃると思っております。これが今後も、ゴールデンウィークであったり、夏場であったりも、今後もこれをやるようなお考えがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。夜間のタクシー運行に関して協議していく中では、運転手不足であることや、運転手の高齢化が進んでおり、夜間の運行は難しいという意見も出たことがございまして、今回、年末年始の期間限定として実施させていただくことを考えております。

来年度については、今回の実施状況を踏まえた上で、改めてタクシー事業者との協議等を行いまして、実施について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。それで、この事業について、大変喜ばしい事業でございます。この補助金が決まるまでのこの流れについて、大まかなところをお知らせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。今回の年末年始期間限定の実施をいただきまして、今回は臨時的ということで、ふるさと応援基金の充当をさせていただいているところでございます。

勝浦市の通常の事業選定委員会を通して、ふるさと応援基金の充当ということになりまして、今回、予算として上げさせていただきました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 今回はふるさと納税での充当ということでございますが、これ継続していくようであれば、また今後は考えていかなきゃいけないのかなというふうに考えておりますが、これについては続けていっていただいて、とにかく終電までは勝浦駅にタクシーがあるんだという状況を常態化していただきたいなと思っております。

今回は金・土・日、あとは利用が多いようなところだけで24日間なんですけど、もう既に12月半ば近くなっていますが、どうやってこの周知をなされるのか。例えば飲食店さんであったりとかそういうところに周知しなければ、利用者が気がつかないこともあると思うので、この周知方法については、どのようなことをお考えなのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。周知方法でございますけれども、まずは夜間のタクシーを利用すると思われる勝浦市の飲食店関係の方々、そのほか宿泊関連施設などへの周知を中心に考えておりまして、市のホームページやSNSでも併せて掲載をしたり、駅での広報等も考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ、多くの方に知っていただいて、利用が促進されることを望んでおります。

次の質問に行きます。30ページの脱炭素化推進事業473万円、市役所庁舎駐車場への太陽光発電設備の導入可能性を調査するための経費、こちらのほうなんですけど、この設備を市役所の駐車場のどの辺りに、一体どのような太陽光発電を想定しているのか。また、どの程度、どのくらいの規模なのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。太陽光発電装置の形態・規模等につきましては、市役所の本庁舎駐車スペースと、キュステの脇や裏などの駐車スペースにカーポート型の太陽光パネルを設置することを基本として想定しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。カーポート型というのは、屋根がついているというふうに理解、屋根につけるといふふうに理解してよろしいんですね。承知いたしました。

そういうのをつくっていただいて、発電設備までを考えていらっしゃるということなんですけれど、この発電設備、せっきく導入するのであれば、例えば災害時とか停電のときに、その電力が、例えば庁舎であったり、キュステであったり、使えるように、そういう設備まで考えて、計画なされているのかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。本事業は、市役所の購入電力に対し、太陽光発電と蓄電池を組み合わせることによりまして、自家消費率の目標をどの程度、設定できるものか。また、停電時も、そういった設備から電力供給することにより、避難施設の強化がどの程度図られるのかなど様々なシミュレーション等を行い、いかに効率的に導入していくかの計画、検討する判断材料となる調査を実施するものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） なるだけ電力が市庁舎で使えて、それで賄えるようになればいいなど考えております。そして停電時にもこれが使えるというのが一番かと思っておりますので、その辺も計画で考えておられるということなんで、これはよろしく願いいたします。

続きまして、33ページ、商工費、かつうらビッグひな祭り開催事業500万円。こちらのほう、寄附が500万円ありまして、こちらが、この予算になっているんですが、これ説明聞きましたら、昨年度、勝浦・御宿ひなめぐりSKYバス、オープントップバスが2台運行されておりまして、去年の利用者は約2,200名でありました。大変利用者から好評であって、乗れなかった。あるいは、乗りたかったのにというお声は随分、聞いております。

今年度は、開催日の半分が土日祝日、10日間のうち5日間で、このバスを走らせる。さらに去年は2台だったものを3台にするということでございます。

ただ、去年、残念だったのは、駐車場への車が入れなくて、駐車場への渋滞で、このオープントップバスも渋滞に巻き込まれて、35分間隔での運行に大変な支障が生まれておりました。

今年度、3台に増やして、さらにお客様も増えるかと思っておりますので、スムーズな運行が望めます。このスムーズな運行のためには、どのような対策を考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。前回のビッグひな祭りにつきましては、特に土日を中心に、やはり駐車場の不足による渋滞が発生いたしまして、このオープントップバスにも、運行の影響が出たところでございます。

今年度、開催に当たりましては、この辺の課題、駐車場の確保、また市外3方面から乗り入れる車の適切な誘導、また、メディア発信する場合には、公共交通機関の御利用を促すなど、まずは渋滞の回避に努めまして、オープントップバスの運行をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） なるだけ多くの手段をもって、これをお知らせしていただいて、公共交通機関も使っていただいた上で、それでも車で来る方は大変多いかと思っております。さらなる駐車場の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、33ページ、商工費、エネルギー価格等高騰対策支援事業、こちらなんですけど、

こちらは国の補正予算を利用して、商工業者への支援として、個人事業主とか小規模企業者に支援をしていただくんですが、この小規模企業者あるいは個人事業主の中に、朝市出店者のような方たちは含まれるのかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この事業の対象者につきましては、主たる事業所、本店を勝浦市内に有しまして、現に事業として営業実態のある個人事業主、中小企業者小規模企業者としております。

中小企業者、小規模企業者につきましては、中小企業基本法に定義される事業者としておりまして、個人事業主につきましては、主たる収入を事業所得として所得税の確定申告をしている方などとしております。

したがいまして、お尋ねの朝市出店者につきましても、この条件内であれば、対象というふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） そういう明確な規定がされているものであれば、そういう方たちにこのお金が渡ればいいなと思っております。

それで、この配付方法と配付時期が一体いつになるのか、こちらについて、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、この交付の方法でございますが、対象者より申請書類の提出をいただきまして、審査した後に交付決定し、交付ということになります。

この時期につきましては、現在のところ、3月から5月の間、申請を受け付ける予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。

次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私から3点、簡潔に質問いたします。

まず、最初に、31ページ、5款農林水産業費、1項3目、飼肥料等価格高騰対策支援事業について伺います。前段の議員の質問で、私の聞こうとしたことは大体網羅されているんですが、ちょっと教えていただきたく、お尋ねします。

この支援事業、昨年、動力光熱費という言葉が、私、入ってなかったような気がするんですけども、お尋ねします。

併せて、私はよく質問で伺う中に、農業者、漁業者、畜産、園芸業者とかって聞くことが多いんですけども、この農業者等の中には、園芸業者も入っているか、お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。本年度、動力光熱費を新たに追加したところでございます。

また、園芸農家、こちらにも農業者に含まれると想定して、準備はしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 次に行きます。同じく31ページ、2項2目、漁業用燃油価格高騰対策支援事

業について伺います。

この支援事業は昨年もあったと思いますが、昨年度の支援との比較、何かありましたら、お聞かせいただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。昨年度との相違点でございますが、本年度は、船外機船への補助単価を、燃油価格の高騰分20円のうち15円を補助することとして、単価を500円から300円に変更して交付する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 2回目の質問いたします。1回の出漁カウントは、昨年度と同じカウント方法といたしますか、同じ方法で行うのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。昨年度と同様に両漁協、勝浦漁業協同組合、それと新勝浦市漁業協同組合の協力をいただきまして、水揚げの回数を証明していただき、申請していただく、そのような形で準備をしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 次に、補足説明で、令和5年4月1日から12月31日までの期間中と聞いたつもりですが、間違いはないでしょうか。確認で、お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。対象期間は、本年度、令和5年4月から12月までとしています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 分かりました。

次に、33ページ、6款商工費、1項2目、商工業振興費、エネルギー価格等高騰対策支援事業、これも前段議員のほうからの説明で、ほとんど理解できているつもりなんです、対象支援事業者の事業、企業の具体的な業種名等を教えていただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。対象となります中小企業者、小規模企業者につきましては、中小企業基本法に定義のあるものでございまして、具体的な業種で申し上げます、製造業、建設業、卸売業、サービス業、小売業、その他の業種とされております。

したがって、この法の対象とならない、例えば社会福祉法人であるとか医療法人、宗教法人等は非該当ということになります。

また、個人事業主につきましては、主たる所得を事業所得として確定申告している方などとしております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） はっきりしないところは、相談に行って、申請者が、私は該当するかどうか聞けばいいということですね、最終的には。あとは、誰が見ても建設業の方というような、分かれば、それでいいわけですね。ありがとうございます。

2回目に行きます。個人事業主、または小規模企業者と中小企業者が分類されて、補足説明書のほうにたしか出ていたと思うんですが、その分類の基準は何でしょうか。例えば従業員数

の規模で分類しているとか、ちょっとその辺、教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、個人事業主は、従業者数などには関係なく、主たる所得を事業所得として確定申告している方などでございます。

また、中小企業者、小規模企業者については、先ほど来、中小企業基本法に定義されている事業者でございまして、小規模企業者につきましては、常時使用する従業員の数が20人以下、商業またはサービス業は5人以下の事業所としております。

また、中小企業者は、細かく分類されておりますので、大まかに説明いたしますと、建設業、製造業、運輸業は、資本金3億円以下、従業員数300人以下。卸売業、1億円以下、100人以下。サービス業、5,000万円以下、100人以下。小売業5,000万円以下、50人以下などとなっております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。質問はちょっと私、用意したのはこれだけだったんですけども、一つだけ、今日、新聞、朝ちらっとしか見てないんですけども、何か政府のほうで、エネルギー価格高騰対策で、プロパンガスのこういった関係の援助をするような動きが出ていたと思いますが、燃油価格とか物価高騰の折ですので、この辺もエネルギー対策として、事業のほうにぜひ積極的に入れていただければと思っております。

ありがとうございました。終わります。

○議長（佐藤啓史君） 答弁よろしいですね。

○5番（岩瀬 清君） はい。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 私はこれから議案第57号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（第7号）について、質問いたします。可能な限り時間短縮に努力するつもりでございます。

まず、30ページの脱炭素化推進事業についてでありますけれども、先ほどの久我議員の質問に対する答弁で、その場所は大体分かりました。

さらに、質問といたしましては、今後の判断材料にするということがありましたので、例えば、その判断によって今後、市庁舎の玄関横にあります芝生ですとか、あるいは今、工事をやっているこの市庁舎建物の屋上とか、そういうところにまで広がる可能性はあるのでしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。現時点では駐車場、車を置いているスペースということで、想定しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 分かりました。あくまでも調査のための今回の事業ということだと思います。分かりました。

じゃ、2つ目の質問に行きます。30ページのごみ処理広域化事業についてでありますけれども、そこに端的に質問では、勝浦市のごみ受け受入れを市原市は承諾しているのですかというふうに書いてありますが、昨日の市長の御説明、答弁等によって、これからだということをおは推測をいたしました。

ですが、念のためにお伺いしておきます。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。昨日の市長の答弁のとおり、申入れのほうは行っております。

しかし、具体的な協議については、これからということになっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） では、補助金153万3,000円の内訳について質問をいたします。

広域化基礎調査ということで、58万3,000円が計上されていますので、この広域化基礎調査というのは、よくよく見ましたら、夷隅郡市内の現在のクリーンセンターの今後についての調査かというふうにかがえるような表現になっておりました。

ですので、念のためにお伺いいたしますけれども、この58万3,000円の内容について、このように使用する予定であるというようなことを御説明いただきたいと思っておりますと同時に、残りの95万円については、基本計画策定支援業務負担金となっております。ですので、これは、現在の計画をしている市原市のごみ処理場を使わせていただく。そのための基本計画をつくるために、2市2町が分担をして、そして市原市に負担金として出すというふうに、私はこういうふうに解釈をしたつもりなんですが、それで間違いがないかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 午後2時10分まで休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。まず、初めに廃棄物処理事業の広域化基礎調査業務委託の内容ということで、お答えします。

こちらは、市原市の一般廃棄物処理施設整備計画に、夷隅郡市の2市2町の一般廃棄物の処理について協議の申入れを行ったことによりまして、市原市と2市2町とのごみ処理広域化を想定した事業費等の検証を行うものです。

内容としては、市原市とごみ処理広域化を想定し、事業費の検証を行うこと。また、広域化の効果を定量的、定性的に把握することとしております。

調査の内容としては、基本的事項の整理として、処理施設の概要と人口、ごみの推計、それと分別の品目等の調査になります。

それと事業費の検討ということで、今、言った人口、ごみ量の推計をもとに、市原市へ処理委託した場合のケース、幾つかのケースを想定して、算出してもらう形になっております。

そして、定量的な影響の検討ということで、ごみ処理の広域化に伴う定性的な影響のメリット・デメリットを分けて整理する。

まだ、具体的にブラッシュアップされていませんけれども、住民の利便性、地域の経済効果、災害の対応等、そういったものを検討、整理するということになっております。

そしてもう一つとして、費用対効果を含めた広域化の効果の検証ということで、先ほど申した人口、ごみ量、それと定量的なものを併せて、広域化の効果とか留意点について総合的な検

証を行うという委託になっております。

続きまして、負担金、新焼却施設整備基本計画策定支援業務負担金ということで、こちらは、市原市へ2市2町でごみの委託を申し出たことに伴いまして、市原市で現在、策定しております新焼却施設整備基本計画策定支援業務、こちらが2市2町分のものを考慮することに伴いまして、委託料の増が出たものでございます。

あわせて、これに伴って、市原市の職員が、こういった作業を含むことを行っておりますので、その人件費を併せて負担金として支払うものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 詳しい御回答ありがとうございます。よく分かりました。

それで、153万3,000円について、今後の推測といいますか、私、実はこれは年々増えていくのではないかなというようなことを考えております。といいますのは、条例に基づくアセスメントもやらなくてはいけないし、それから設計も費用がかかる。ましてや建設となれば、さらにかかるということで、これから先、かなりこの金額が150万円から増えていくのではないかという心配といいますか、そのような思いを持っておりますので、今後これがどうなるのか。分かる範囲で御回答いただければ、ありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。議員のおっしゃるとおり、これに伴っての負担増という部分は、あり得ると思います。

ただ、これに関しては、これからの協議の中で決まっていくものと認識しております。現時点では、作成支援に対する負担金ということで、計上させていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） よく分かりました。勝浦市が持っているクリーンセンターの焼却炉も今、故障しているということですので、市民が心配しないような方向に行くことを祈って、質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから質問をさせていただきます。議案第57号 勝浦市一般会計補正予算についてです。

まずは1点目、25ページ、戸籍住民基本台帳費、証明書等コンビニ交付事業についてです。

この内容については、補足資料とか、あと昨日の同僚議員の一般質問に対する回答の一部で、おおむね分かったという部分もあるんですが、確認の意味で、ちょっと質問させていただきます。

本来、こちらで用意されます、予定されています端末機、キオスク端末ですか、これというのは、市役所から遠い方がわざわざ来庁しなくても、一定の申請等の手続きができる。そのために各地に点在して設置されるという、利便性を確保するために置かれているものと理解しております。

その上で、市役所、これ当然、窓口対応が可能な部分であるにもかかわらず、そこに直接、昨日は、書かない申請ですか、そういう表現で扱われておりましたが、そういう書かない申請を、あえて窓口であるところで行うために、市役所に設置するという、これが行政資源の二重投下に当たりはしないかという懸念がありますので、その点について御説明をいただければ

ばと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。庁舎内に設置する理由についてお答えします。理由については、2点あるかと思えます。

1点目につきましては、窓口の混雑緩和、滞在時間の短縮、来庁者負担の軽減でございます。設置する機器につきましては、市内コンビニ、郵便局と、機能は基本的に同じです。

市役所に設置する効果としての負担軽減の一例を申し上げますと、ワンストップ効果でございます。コンビニ等ではできない戸籍等の届出に際しまして、来庁者が届出と併せて戸籍等を添付する必要がある場合、仮に本籍が勝浦にない方ですと、全国から取り寄せることとなります。自動交付機では、全国からの戸籍も交付可能となっております。コンビニに足を運んだり、また、自治体に請求したりという手間を省いて、窓口の手続が一度で済むようなことが可能となっております。こういったこともワンストップ効果の一つと認められております。

また、一般質問で答弁したとおり、操作に当たっては、総合案内業務に従事した職員がサポートさせていただきます。高齢者の方々等に、操作に対しまして、市の職員がサポートすることによりまして、今回はコンビニもしくは郵便局等、最寄りのところで手続を済ませますよといったPR効果もあろうかと思えます。

続いて2点目は、リスクへの対応です。庁舎以外に設置してある民間店舗の機器が、民間店舗側の都合や理由、原因で利用中止となった場合、また災害において、店舗側の電源や通信回線など、機器の稼働に必要なインフラを喪失した場合も想定してございます。

こうした場合、庁舎に置いてある設置機器につきましては、庁舎ゆえの防災拠点、行政サービスの拠点としての機能確保のために、速やかな対応を図ることが肝要とされまして、そういう意味では、ほかの店舗等がダウンした場合においても、これを補完する機能、いわゆるセーフティーネットとしての機能を備える必要があると思えます。

こうした位置づけは、災害時における罹災証明の発行に大きな効果が期待できます。現時点で、罹災証明の自動交付機の発行は検討段階でございますが、災害時に多くの方が被災し、一日でも早く家屋の復旧を望まれる方が多く来庁した際に、他団体の例では、窓口が大変混雑するようなことを見受けております。

このため、申請から審査、交付まで一連する中で、一日でも早く、一刻でも早く自動交付機から交付をすることで、市民生活の安定化が図れるものと考えております。

まだ検討段階ではございますが、罹災証明書の発行は、災害発生時における市民に対する優先度の高い取組と認識しております。行政サービスの安定化、また災害時におけます市民生活の安定化に向けて、このような機器の設置を考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。今の説明の中で、やはりワンストップサービスというものに重点を置かれているというところについては、分かりました。

1点、ちょっと追加でお伺いしたいんですけども、災害等、あるいは市内各所に設置してある機器、そういったものにトラブルがあったときにも、そのサポートとして対応できるというようなお答えがあったんですが、これは、市役所にその機器設備があれば、そういう時々によっては、そこに移動して業務ができるという意味合いでよろしいでしょうか、確認いたしま

す。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） 基本的に、自動交付機の機能確保という答弁をさせていただきました。

自動交付機を交付するに当たって、ほかの店舗がダウンしたとしても、市役所の自動交付機は、電源ですとか通信のインフラの確保が迅速に図られるものと、迅速に図らなければいけないという使命もございます。そうした中での確保をしようとするものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。機能を確保する。最初の部分になりますけれども、窓口が混雑する、ワンストップサービスが必要という部分において、設備されるものとして理解をいたします。

続きまして、30ページ、環境衛生費、脱炭素化推進事業についてお尋ねします。

事業の対象、これは非常に専門的な分野と考えます。結果報告そのものに対する独自の査定というのが、市独自で行うのは困難なのかなと考えます。

しかしながら、その調査の結果は、その後に施設の導入の要否、あるいは、その施設の規模を左右する性質を持っているものだと思います。

そのために、当然ですが、これ公正中立な立場で調査され、結果報告されることが必要と考えますので、本事業、要は調査業務の委託先として、どのような事業者を予定しているのか。

あるいは、適当と考えるのか、現時点での考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。このような再生エネルギーなどの事業につきましては近年、様々な分野の業者の方が参入しているような状況にあると認識しております。

いろんなケースが見られますので、勝浦市の条件に合うものを提案できるような事業者を見極め、選定したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 様々な事業者がいるので、市に適応した、市に最も適した業者を選ぶという回答で、それは至極当然かなとは思っております。

仮にのお話で申し訳ないんですけども、遂行しようとする調査事業者が、あるいは調査事業者非常に近い関係の企業、事業者が、この太陽光発電設備の販売や施工管理等の事業者である場合に、今回の調査事務を請け負っていただく業者として適正だと思われるかどうか、ちょっとその辺だけを確認したいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 太陽光のこういった事業の……。すみません。当然これに販売とか、そういった部類に関して、利権等が絡んではいけないものと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。公正中立な評価と、正しい判断をされた上での事業展開を望むところでございます。

それでは3点目、33ページから34ページ、何度も取り上げられておりますが、商工振興費のエネルギー価格等高騰対策支援事業でございます。

先ほど来、同僚議員の様々な質問の中で、ありました。私、通告してあったのは、「個人事

業主又は小規模企業者」の定義・範囲ということで、お伺いしております。

それに類する回答としましては、勝浦市内に拠点を置いている個人事業主であります。商工、建設、運輸、サービス、卸、小売業者などとなっているんです。この「など」の部分の判断をちょっとお願いしたいんですが、この「など」の解釈次第で、正直、私も入ってしまうんですね。私、漁業を個人事業主としてやっております。そうなりますと、この「など」の解釈次第では、私も申請できるものかという考えでおります。

ですから、この個人事業主として定義されて、今まで御回答いただいた中に、漁業者及び遊漁船事業者、対象になるのか否か、その点を御回答、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、漁業者につきましても、遊漁船事業者につきましても、個人事業主であれば、対象となるというふうに考えているんですけれども、ただし、漁業者につきましては、同時に今回、御提案させていただいている漁業用燃油価格高騰対策支援事業がございますので、そこと重複することのない規定を盛り込みたいと考えております。

また、遊漁船につきましては、恐らくサービス業というふうに考えますので、それについては、漁業に該当しないのではないかとというふうに考えておりますので、こちらで対応できるかと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。当然ですよ。二重にいただくというのは、どうかと思います。ただ、どうしても解釈が、その文面ではっきりしないという部分と、遊漁船の事業者というのは、漁業組合に所属して、船を持って事業しているという中で、商工観光という部分とはちょっと、御本人たちも含めて、意識が違う部分があります。

しかしながら、お魚の水揚げがないということで、漁業で受けられる様々な支援というものが受けられない部分もありますので、その辺をしっかりと広報していく必要があると思うんですが、これらの制度の広報について、具体的にどのようにお考えか、最後にお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の事業の広報につきましては、市の広報、ホームページ、商工会や市内の経済団体などに広く周知してまいりたいと思っておりますが、今おっしゃられました漁業組合さんとかも含めて、市内の各種団体のほうにも周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からもこの第57号、令和5年度勝浦市一般会計補正予算、債務負担行為補正から、まず1点目、質問させていただきます。9ページです。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託が330万円増額され、766万7,000円と補正されております。これは補足説明資料によると、「令和5年度中の着手は見送り、令和5年度と令和6年度の2か年で予定していた業務を令和6年度に実施することとしたため」というふうに書かれております。

補正予算書の28ページを見ますと、確かに330万円の減額がありますので、数字的な意味合い

はよく分かりますが、この子ども・子育て支援で、5年度、見送った業務というのは一体どういうことなんでしょうか。その内容について伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。子ども・子育て支援事業計画は、5年を1期とする法定計画で、現在、勝浦市では、令和2年度から令和6年度までの第2期の計画期間中であります。

令和6年度中に、令和7年度からの第3期計画を策定するため、本年度の予算で、第3期の計画策定に必要な子育て家庭の状況や需要を調査するニーズ調査の事業費330万円を計上し、プロポーザル方式の業者選定を実施したところではありますが、業者からの参加表明がなかったため、聴き取りを行ったところ、今年度中の受託は難しいとのことでありましたので、令和6年度早々に業務に着手できるよう、令和6年度の債務負担行為の額に330万円を増額し、766万7,000円に変更するものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。アンケートとか、その計画のためのということで、内容を理解いたしました。ありがとうございます。

2点目に行きます。同じく9ページの債務負担行為より、勝浦小学校スクールバス運行業務委託として、令和10年度までの業務委託に3,620万円、勝浦中学校スクールバス運行業務委託として、同じく10年度までの業務委託に9,480万円。これら全て、一般財源という欄に予算計上となっております。

これらについて、これまで自分の認識の中ですと、国からの補助事業、あるいは過疎債とかでというふうに認識していたんですが、この5年度以降に関しては全て一般財源からの支出になるという認識で、間違っていますでしょうか。その辺り、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。令和5年度以降からということですが、詳細につきましては、令和4年度、また今年度、5年度は過疎債を活用しております。

現時点では、当初予算編成前でありますので、一般財源として整理をしております。来年度以降の過疎債の活用につきましては、現時点では決まっていない状況であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 分かりました。昨年12月の議会の一般質問において、私、事前にいろいろお話を、スクールバスの運行について伺った後で、こんな質問をいたしました。今日、議事録から抜粋してきたんですが、「スクールバスが今のところ、国の補助事業として運営されているというふうに伺っております。そろそろ勝浦市独自で運営するように見直し、検討していかなければいけない時期に来ているとも伺いました。市民生活に必要な市内交通手段として、スクールバスの空き時間を使った併用利用というのはできないのでしょうか」という質問をさせていただいたんですが、その質問に対して、「今後、そういうことが考えられるかどうか、まず協議し、検討するということになります。もし、そうなれば、たくさん子どもたちへの可能性は広がっていくふうに考えます」というような御答弁をいただいております。

それで、今回、債務負担行為の欄に、全て一般財源のところに入っていましたので、どうしても国の補助だとか過疎債を使った場合には、いろんな縛りがあって、もうスクールバスはスクールバスとしてしか使えない。送迎にしか使えないというようなお話も伺っておりますので、

もしかすると、このタイミングで、検討し直しなんていうことはできるのかなんて、ちょっと甘く考えてみたんですが、確かにスクールバスの目的というのは、生徒児童の安全ということが第一です。

しかも、勝浦の場合には、昔のあじさい号のようなスクールバスというものを市で持っているわけではありませんし、送迎のための契約だけしかないということで聞いていますので、いろんな契約の仕方に変えるというのは難しいと思うんですが、実際、全国的に見てみると、例えば送迎に関係しない午前9時から午後2時まで、その時間だけ、市民のためのコミュニティバスとして買物や病院に行ったりとか、そういうために使っている。例えば君津市なんかだと、今、実証運行の期間らしいですが。それも含めた、スクールバスと市民コミュニティバスの目的共用というらしいですが——というような、全体での形での委託のプロポーザルを取っているというような自治体もあると伺っています。

そこで、これから委託契約をするというタイミング、改めて、難しいのは承知で聞いているんですけども、今、市民からの声が上がっている市民バス、市内周遊バスとか、そういうコミュニティバスですね。スーパーに行くとか病院に行くとか市役所に行くとか、そういう高齢者の足の確保のためにも、どうしてもそういうのは早めに進めてほしいという意味を込めて、そういった検討というのは、もう難しいんでしょうか。

これは、青山企画課長、お願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） ちょっと通告外かかりますが、答弁を求めます。企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。スクールバスとの共用で、循環バスのようなバスが走行できないかという御質問ですけれども、スクールバスと併せて、ほかの自治体の例も参考にしながらということになると思いますが、スクールバスに併せて循環バスを走らせることで、契約金額がどういうふうに変わるのかというのをまず確認させていただきまして、あとはバスも業者によって許可、この許可があって、貸切りだと許可があるとか、乗り合いだと許可がないとかという業者さんもいますので、そういったところも見極めながら、必要であれば、循環バスは別に考えて、スクールバスは別ということになると思うんですけども、そういった面をいろいろ考えながら検討してまいりたいと思います。

現時点において、今年度、循環バスのほうも検討させていただいているんですけども、近々、走らすというのは、今のところ難しいと考えておまして、引き続き、ほかの事例等を参考にしながら、考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは議案第57号、一般会計補正予算、何項目か提出させていただきましたが、前段者から等の関係で、重複している部分については少し割愛しながら、質問させていただきます。

まず、債務負担行為補正で3件あります。まず、1点目は8ページになりますね。道路維持管理委託、限度額2,050万4,000円の関係ですが、これのまず積算根拠。これは今まで市の職員で行っていた維持管理を昨年からですか、今、民間に委託しているということの内容でいいかと思うんですけど、その2,000万円の積算の根拠と、根拠を出すには、前例に基づいてということになると思いますので、今年度の4月から現在、直近までのこの実績、どのようなものがあ

ったか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。道路維持管理委託、限度額2,050万4,000円の算出根拠と、令和5年度現在までの実績についてということで、まず、委託料のほうでございますが、算出根拠ですが、4月1日から翌年の3月28日までの242日間、これは市役所の開庁日でございます。

その期間のうち、時間とすれば8時15分から17時15分の間で、2人の作業員により、道路等の補修を行ってもらうというものでございます。

業務委託費の算出に当たりましては、土木工事の設計で利用しております千葉県の積算基準に基づいて算出しております。

また、市側からはダンプトラック等の車両及び作業に必要な道具、資材、燃料については、こちらで用意してございます。車両の保険、作業員の保険、また連絡及び報告に係る経費につきましては、受注者のほうで負担をしていただいております。

次に、令和5年度、現在までの実績ということでございますが、11月末までのということで回答させていただきます。地元区長さんをはじめ、市民の方からの要望、通報、また都市建設課で行っております道路パトロール等で確認された件数といたしまして、全体で848件ございました。

そのうち、業務委託の作業員で対応したものにつきましては、572件でございます。そのほかに、定期的に清掃等をやっているものと、あとは移動中に発見し、処理していただいたという案件が115件でございます。

そのほかに、災害の事前の準備として、土のうづくりということもしていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この業務は、市の直営から民間に委託するということになって、ちょっと質問したんですけど、ちょっと不安もあったんですね。すぐにこの対応ができるのかと。市の職員でやっていたときには、その日のうちにというのがありましたけど、結果的にこの委託、市とほぼ遜色ない対応していただけるということの確認も取れていますので、非常によかったかなというふうにも思っています。そこで経費の節減にも当たればいいのかというふうにも思います。このことについては、今の一回で終わりにします。

次に、芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設、先ほど条例の件でお聞きしました。その中に同僚議員が、条例の中でも委託費の関連を質問していますので、特にこの5年間の5億8,254万5,000円の積算根拠ということで示しましたが、これについては、それ相応の対応をしているものと解釈して、このところは一応こういう質問はしたというだけのことで、終わりにします。

次に、23ページ、公共施設等整備基金積立金、これの4億円についても、私、先ほどの条例の関係で質問していますので。ただ、この基金を、先ほども聞いて、回答、一部あるんですけど、この基金を取崩しする事業には、どのような基準を設けているのか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。取崩しの。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず、予算につきましての関係条例案でございま

す勝浦市公共施設等整備基金条例案での第6条に「処分」というところで、「公共施設等の整備及び保全に要する費用の財源に充てる場合に限り予算の定めるところにより、基金の全部または一部を処分することができる」とございます。

その対象といたしましては、公共施設等というところがございますけれども、例えばごみ焼却施設、クリーンセンターですとか、それらをはじめとする公共施設に充てるとしてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 伺い方がちょっとおかしかったのか知りませんが、私は基準的なもので、今、言われたのは、そこに使うという部分ですけど、例えば事業費が1,000万円以上とか、そういうところの基準があるのかということと、あと市の単独で出す部分ですので、少ない金額については、基金を使わなくても、その都度の予算対応できるものもあると思いますので、基金を取り崩す場合の基準というところで、金額的なものも含めての、ちょっと聞いたんですけど。もし、それがなければ、ないでいいんですけど、その辺のところについて、お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁。財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。目的というところは、先ほども申しましたように整備及び保全に関することというところがございます。現時点、幾ら以上とかそういう基準は設定してございません。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 運用するに当たって、ここの基準はあったほうがいいのかと私は思いますので、その辺については今後、協議させていただきたいなというふうに思います。同じことを聞くこともおかしいので、これで終わりにします。

あと24ページ、夜間タクシー運行確保事業、前段者の質問でもありました。私はこの事業については、まず、この事業を新設した経緯、そして、新設するに当たっての協議、その辺について、どのようにされていたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。今回の予算を提案させていただきました経緯といたしましては、令和4年12月9日、令和5年9月19日に勝浦市議会観光振興議員連盟からの夜間における市民及び観光客の移動手段の確保への意見書があったことも踏まえ、令和5年2月に策定しました勝浦市地域公共交通計画における計画の目標の中で、観光施策と連携した移動支援及び利用促進の実施事業として、夜間の飲食客の足の確保についてということがありまして、その点について検討した結果、今回、まずは期間を限定しまして、年末年始の忘年会等のシーズンにおける夜間の移動手段を確保しようとするものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） ここの項目で4点あったんですけど、時間の関係で、まとめてやります。

今、根拠を示されましたけど、まずこの事業期間の設定、もう一度、設定の根拠。これは先ほど説明がありましたが、期間中の金土日及び年末年始含めて24日間、1万1,000円の2台ということで、終電までというのが積算の根拠になっていますけど、基本的にこれは電車の終電までということですが、先ほどもありました飲食店とか、そういうところからも要望があったよ

うに聞いています。

観議連のほうからも、それを踏まえて、議員連盟として要望していると思いますが、そういうことを踏まえて、商工会、そして飲食店組合、料理店組合、それと観光協会等が、やっぱりこの事業については関わってくると思います。

夜の足が飲食店についても、以前聞いた話ですけど、10時で今、タクシー終わっちゃっているんで、それに同じで、飲食店に来られるお客さんも減ってきちゃってというふうなことも聞きました。

ただ、これを、市の予算をもって、タクシーを待機させるということは、それは一つの市の行政の在り方としては、あってもいいと思いますが、もっと広く考えれば、商工会に加盟する人たち等々、あと観光業者等も含めて、皆さんが対等にといたらおかしいけど、ある面では、そういう補助を市だけではなくて、そういう協会等も含めた補助を共同で出し合えば、もっと広く対応できるんじゃないかと思しますので、その辺の今言った商工会、飲食店関係や観光協会との調整などを、これを補正するに当たって行ったのかどうか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を……。

○6番（鈴木克巳君） それと……

○議長（佐藤啓史君） まとめちゃう？

○6番（鈴木克巳君） 2回目やっちゃう。それとあと、それを行った上で、今回は、はっきり言って試行的なものだと私は思っています。ですから、これを今後、続けていく必要があるかと思しますので、今後の対応、そして、できれば年間を通じて、勝浦市の、少ないタクシーかもしれないかもしれませんが、夜、最終的には、終電までは常時、タクシーが動いている状況をつくっていく必要があるかと思しますので、その辺を含めての答弁をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。今回の夜間タクシー運行確保事業についての調整としましては、まず交通事業者と行っているところです。

従来から行っている中で、タクシーの運行に関して運転手不足、高齢化により、夜間の運行が難しいという意見がございましたので、実際に運行できるのかどうかというところが一番問題と考えて、調整してきているところです。

商工会、飲食店関係、観光協会等なんですけれども、今回は、おっしゃられたような負担金等に関しては、特に事前に調整しておりませんが、今回、期間限定で、タクシー事業者が実施できる範囲で運行させていただきまして、まずは実施させていただき、今後の検討を進めたいと思っております。

また、年間を通じたというか、来年度以降ということになると思うんですけれども、先ほどの、従来から申しあげている運転手不足等の関係もありますので、繰り返しになって恐縮ですけれども、年間を通じた対応というよりは、現時点においては事業者との協議内容を考慮しますと、期間限定になるのかなと考えておるところですけれども、こちらにしましても、今回の実施状況を踏まえた上で、関係者、タクシー事業者等と、年間を通じた運行なども含めまして、改めて協議を行って、実施について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、青山課長から、現状のものと答弁がありましたけど、勝浦の経済状況を

今よりも高めていくためには必要不可欠な事業。でも、市の事業ではなくて、勝浦市全体の商工業を含めた事業として、私は定着させるべきではないかなと。

実際には、タクシー業者はそれこそ営利企業なんで、タクシー業者だけが営業のために努力していけばいいんでしょうけど、そここのところいろんな問題があって、これが縮小されてきたということを見ると、今、市からの補助、もちろん市からこれだけの補助金を出せば、これだけのものが、24日間ですか、できるのであれば、これを広く、そういう関連する団体等も含めて、勝浦市のタクシーとかそういうものについて、やればいいんじゃないかなと。

今、実際、夜、非常に暗くなっちゃっています、飲食店も何もかも。聞くところによると、先ほど言ったのも一つ引かかってくる部分があるようです。ですから、各お店が操業をやれば、それなりにお客が来ているということも聞いていますので、ぜひともこここのところをひとつ底入れしてもらいたいと思うんですが、統括監は全体のことを、そういう意味で経済のことも全体をいろいろ考えてもらっていると思いますので、来年、これは今の補正の予算ですけど、これを皮切りに、これから先どうしたらいいかというのを検討すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答え申し上げます。本議会については、夜間タクシーについて予算を上げさせていただいているところでして、まずは今回、御提案させていただいているとおり、年末年始の24日間を運行させていただいて、その利用実績であるとか、あるいは運行事業者、あとドライバーさんの余力、それから事業を実施するに当たってのコスト感なんかを総体的に検討しながら、来年度以降の実施につきましては拡充するなり、継続するなりしても、また新たに検討していかなければいけないと思っています。

また、市内の交通事情については、各方面からいろんな御意見をいただいておりますので、タクシーに限らず、いろいろな方策を広く検討しながら、令和6年度以降、事業を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは続いて、ごみ処理広域化事業、これも前段者が聞いていますので、私、この中で出してありますが、1点だけ。支援業務負担金、95万円。これ勝浦市の負担金ですけど、これは2市2町で、各市町が負担金を合わせて、市原市のほうに、先ほど説明があったとおり、新しい基本計画をつくるに当たっての、夷隅2市2町の分の増えた分を改めて計画の中へ入れていくということに対する負担金ということですけど、この負担金の算出はどのようにされていて、あと2市2町の負担割合はどのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えいたします。負担金の算出方法につきましては、市原市の新焼却施設整備基本計画策定支援業務委託の増額分、427万4,600円が増額となっておりますが、これは複数年度の契約となっておりますので、4年度の発注でございますが、この協議申し入れたのが今年度からとなりますので、5年度分と6年度分に係る増額分について、負担を求められております。

5年度分のこちらの委託に関する増額分は115万2,360円となっております。それに人件費の264万7,000円を加えたもの、379万9,360円。これを夷隅地区2市2町で分割しまして、1自治体当

たり94万9,840円という計算となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 昨日、一般質問でも、このことについては大きく触れましたので、これを進めるに当たっては、こここのところを出しておかなきゃいけないということだと思いますので、これは予算として上がっても当然、やむを得ないという中でございますが、今、2年間分、5年、6年分ということで、人件費というお話がありました。

この人件費というのは、これは市原市の市に対する人件費か。計画をつくる、要はコンサルに対する人件費、人件費って、何を意味するのか、そこだけを伺っておきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。この人件費というのは、2市2町が申込みを行ったことによりまして、市原市の職員がこの事業に携わるということで、通常業務の0.1を人工として、担当者3名分の人件費ということで算出されております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。3回目。

○6番（鈴木克巳君） 続いて33ページ、清海小のプロポーザルですね。具体的な内訳内容というか、青海小の活用プロポーザル、これについて、ここに積算は載っていますので。考えてみると、今年度、2回目ですか。じゃ、昨年度やったのか。昨年度やって、たしか事業者がプロポーザルまで行っているんですけど、その後どうなってしまったのかということが一つ聞きたいんですね。

また、改めてやっている。一度やったものが破棄されてしまったのか。それとも、契約まで至らなかったのかというのが、我々には提示されていないんですよね、恐らく。で、ここに新たな事業費として上がってきているので、そのことについて、まず、最初にお聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、今回、プロポーザルをやろうとしているものにつきましては、令和5年度のプロポーザルでございます。

今お尋ねの令和4年度の公募についてでございます。これにつきましては、令和5年3月の審査により決定いたしました優先交渉権者と、契約締結に向けて交渉をしたところでございますが、令和5年6月19日時点で辞退届を受領して、契約に至らないことが確定いたしました。

よって、次点でありました事業者に交渉の打診をしたわけでございますが、これに対しては辞退の意向が示されたところでございます。

この結果については、ホームページ等で公表させていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 清海小は最初から、非常につまずきがあるのかなと思います。最初にパクチーというところで、今はやりの、それこそパソコンを使った事業ができるような設備をつくって、5年間やってきて、最後の5年間終わったときに、その締めがうまくいってなくて、半年ぐらい延びているというふうなことがありました。

そして、これを継続しなかったのが、次のプロポーザルをやって、業者が決まって、聞くところによると、キャンプ場関係の業者だというふうな内容も聞いていましたけど、これが今、聞いたとおり、辞退されて、今回、新たにと。

確かに、この行政財産について有効活用して、この有効活用することが市の、ある面では経

済の向上、そして雇用の促進にもつながる部分ですので、今度こそは失敗しないように、ぜひとも十分内容を詰めてやっていただきたいんですけど、今回の具体的な募集を、どういう内容にして募集要領をつくっていくのか、そういうことについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の募集要件、主なもので申し上げますと、まず貸付けエリアにつきましては、旧清海小学校及び旧鶴原保育所としております。

しかしながら、体育館、鶴原保育所については含めない提案も可としてございます。また、貸付料につきましては、前回と同様、基準額を480万円としておりますが、こちらにつきましても、広く地域活性化に資する事業の提案をお聞きしたいと考えていることから、この基準額以下での御提案も可としているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、体育館と鶴原保育所は含めないと。この両施設も、体育館も確かに雨漏りとか、手を加えないと今、使えない状況になっているようなんですけど、私自身、前回のときに、関係者が見たいというんで、一度、市を通して案内をさせてもらいました。

そのときに伺って、体育館も見ましたし、清海小も見ました。このまま使ってもらうには非常に大変だということは思いました。

ですから、そうすると今後、今回、プロポーザルやって、そこを使ってくれる業者を選定して、この先になりますけど、市のために役立つ方向でお願いしたいんですが、そうするとやっぱり、一つは鶴原保育所、あれがどうも景観を邪魔しているという部分もあるんで、将来的にはどうか、近い将来、そここのところも考えないといけなかなというふうに思いますし、あと今、貸付料、賃貸料が480万円ということは、前回のプロポーザルのときも40万円ですか、480万円ですね。それでいて、あそこで40万円の利益を上げる。それは、いろいろやり方があるんでしょうけど、昔は、最初3年間、ただですとかいうことでやってきましたけど、40万円に限らず、その前後も含めて、これやっぱりプロポーザルのときにお金を、収入として480万円上げるのではなくて、市の経済活性、そして雇用の促進のために使いますよということで、事前に話を聞いたのは、それ以下でも、仮にただでも、それが達成できるんなら、私はいいのかなと。本当に達成できるのであればですよ。ただで使って、業者がもうけるんじゃ、それは困りますけどね。

そういうことも含めて、これからのプロポーザルを行う必要もあろうかなと思いますが、市長、そのことについて、地元の鶴原の話ですので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。あと1分。

○市長（照川由美子君） お答えします。今、議員がおっしゃいました保育所の要件、これがちょっと把握が間違っていたというふうに思います。

保育所を含む敷地、それから体育館は含まないということで、そういう要件で今、出しているという、これ、よろしいですか。

○議長（佐藤啓史君） 後でやってくださいね。

○市長（照川由美子君） はい。そういう記憶があるんですが、私も地域のこの旧清海小、これがこういう形で、まだ、これから検討していかなければいけないという状況で、弾力的に様々なところを、手を挙げてくださったところと、これから協議をしていきたいというふうに思ってい

ます。ぜひ、今回は成立をしていけるように頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から、議案第57号の5年度勝浦市一般会計補正予算、21ページ、繰入金、学校教育施設の基金繰入金379万5,000円、これに関して、特別教室の空調設備ですか。これに関わる問題で質問いたします。

何で今になってですね。この夏も暑いのに、その辺の話が出ないで、その辺の話を踏まえて、この予算組みをしているのか。来年の夏に向けてですね。今、気温も高い、20度とかありますし、そういう意味で、どうして。そこにほかの学校では、特別支援教室というのがあるのか、ないのか。勝浦小学校だけの話で提示されていますけど。

このほかにも学校の中で今、空調設備ないと、勉強のほうもおぼつかないのかなと思う中で、ほかにも、いろんな施設の学校の教室に設置しなければいけないものがあるのか。

それで、この勝浦小学校はどのくらいの平米数で、379万5,000円の設置なのか、この辺を教えてくださいなと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。まず、市内の学校のことで、現在、市内小中学校の全ての普通教室、特別支援学級教室には、エアコンが設置されております。

なぜ、勝浦小学校特別支援学級教室なのかという御質問ですが、勝浦小学校は、特別支援教育に児童が使用している部屋が4部屋ございまして、そのうち特別支援学級教室が2部屋、通級指導教室1部屋の合計3部屋には、エアコンが設置されておりますが、今回、補正予算に計上させていただいた部屋は、指導室として使用している部屋ですが、通級指導を受ける児童の増加、また個別指導の多様な対応等で、使用する頻度が増えている状態であります。

この夏場はスポットクーラーを設置して対応しましたが、とても厳しい状況であったため、児童及び職員の健康、安全上、必要な対応となっておりますので、予算計上したものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに今の説明で分かるんですけど、たしか何年か前にはほとんどの教室へつけたのに、この教室だけ、じゃ今、ついてなかったと。だからスポットでやってきて、使う頻度も多くなってきたというよりも、この辺の問題というのは、三百何十万、この夏にかけて、もう当然使ってきたわけで、夏って、夏休みじゃなくてもね。

そういう中で、この辺の補正の中で早急に、もう一夏終わっちゃってから、来年に向けてって。こういう面というのは早く設置してもいいんじゃないかと思えますし、教育費というのが今回、糸久さんからもらった100万円とかいろんなものもあるんですけどね。勝浦市の教育に、市長は教育面やっているからそうなんでしょうけど、いろんな面で対応を早くしてですね。二言目には私が微々たる金といっても、怒られちゃいますよ、一般市民からしたら。ふざけるん

じゃないよ。あんた、何言ってるんだと言われますけどね。

こういう面というのは早急にやるべき問題じゃないかと思いますので、ほかにも教育面で、いろんな方面あるのであれば、これは整備の段階であれば、教育長、どんどんやったほうがいいですよ。

それはお金かかるんだけど、そんな、ほかの件から比べれば。これだって入札して、下がる面というのはあるでしょうしね。先ほど空調何平米といったら、六、七の42平米か50平米近い部屋の空調でしょうし、これが天井つきじゃなくとも、壁つきであれば、もっと下がるだろうし、その辺での対応もあるでしょうから、私からそういう意味で、質問しています。ほかの件はいいです。

余分な話を言うけど、副市長に怒られるか分からないけど、COP28の中で、炭素が11%も前年比に比べて上がって、この件というのは空調環境の問題というのは多くなってくるでしょうから、そういう意味で、終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 30ページは聞かないですか。

○9番（寺尾重雄君） 30ページ、聞きます。30ページの衛生費、脱炭素化推進事業、この調査費について473万円。

この473万円は、どうして今になって。当時、これ避難施設もあって、キュステのところにもつけます。こっちの本庁のほうにもつけますという話もあるんですけどね。当然、蓄電設備を持って、それを何か災害のときには避難施設の問題もあって、そういう意味も踏まえてやるんだと思うんですけどね。

そういう中で、この473万円の計上について、今、確かに炭素社会の問題あるから、全国的に各自治体も、勝浦市の車も2台ばかりはEVですか、そういう中であるということも伺っているんだけど、もっともっと勝浦市も、国あるいは世界的にも環境問題は協力していかなければいけない。

そういうものを踏まえて、どうして今になって、この473万円の計上で調査費なのか。この調査において、何平米の何ワットのどのくらいのものをつけていくのか。当然、これに伴う予算というのは、後から調査費のほかには出てくるんだろうし、役所でやるからには民間と違って、駐車場の上につければ、強度的な計算して、災害、風が来ても問題ないように設計もしなければいけないから、そういう調査も踏まえてということは大体分かるんですけど、規模的に、どこにどのような、何枚の枚数で、何ワット、大体どのくらいをするかぐらいは、課長、あれでしょう。

ただ相手から出てきたものを今後の計算というか、今後の糧にする話でもないでしょうし。やっぱりこういう問題を掲げるに当たっては多少の知識、分からないなりに勉強して、これを協議して提示してくるべき問題だろうし。

その辺で、この件を今言った件で、願います。キュステの上につけられないというのは当時、猿田市政のときに、つけたらどうかといったらつけないで、強度がありませんからなんて話から随分たった話もあるんですけどね。今、駐車場に完備し、そして災害のときにそれをまた使う。

また、蓄電の中で、業務としても使える中で、当然、今の売電の問題は、残ったのは売電するのか、その辺もお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。まず、最初に、なぜ今なのか。なぜ今この計画なのかというところですが、この調査など、実施に向けて当然、動いているわけですが、これで実現可能性についての調査を行います。

で、やるという判断が出た場合に、この後、実施設計や国庫補助といったものの手続等があることから、このタイミングで出ささせていただいております。

それと、面積等の関係ですが、こちらで今、想定させていただいているものについては、駐車場、車1台当たりということ考えて、何台止められて、どのくらいになるかということ算定しております。1台当たりの面積が、2.5メートル掛ける5メートルと想定しまして、大体12.5平米。そこで、環境省で示しております面積当たりの発電量を加えまして、計算をしまして、1台のスペースで1.5625キロワット程度。それが今、予定をしておりますキュステの周りと市役所駐車場といったところを合わせまして、218台を想定しております。そちらを掛けますと、340キロワットぐらいのものというふうに考えております。

それと売電については、今のところ、発生される電気量からして、売電まで持っていけるかということ、ちょっと難しいのではないかと考えておりますので、そこは今、検討しておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 課長、確かに車は2.5メートルという狭いけど、2.6メートル幅ね。それはパネルの問題の、パネルが大体1メートル近くの2メートル近い話もある。それで1.56キロで300キロ以上の問題を両方でつけると。

それは当然、キュステにおいても、庁舎においても、本庁においても、賄い切れる問題じゃないけど。ただ、課長、今、私に言うことは、これを調べてから、やる、やらないの話なんだという話を言われた中で、何のためにこれだけの金を、473万円も使って調べて、どうなの。もうやるという前提、ましてや今の炭素、30年までに43%に抑えろとか、いろんな面からいろんな話もあってですね。

やる前提で、これをどのようにするかを検証しないで、調べるための473万円、金を使って、やる自体、これ違うのではないかと。駐車場にやるか、やらないかというものは別にしても、ここに再生エネルギーをどう使うか。

そういう中で、COP28ですか、そこではもう太陽光も30%まで持っていくと言われている中で、勝浦市自体が国に協力しながら、世界協力する、そういう面も多少なりはできるんじゃないかと思っているわけですよ。

そこで副市長、今、課長が、調査してからやるか……。いや、それは、こういう方法でやる。こういう方法じゃないというのは、調査は必要なんですけど、これ調査して、やるか、やらないかという話を言われたんですけど、この辺どうなのか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） やる方向でおります。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 当然、当然ですからね。それに全力を課長、やっぱりしていただいて。その中で、よりよいものの、避難のときの電源とか、当然考えるべきものは、このコンサルタン

ト調査。民間であれば、こんなもの、調査しないで、もう設置です。ただ、役所の場合は、どういうルールがあるのか知らないけど、とにかく安全性の中で、調べていく上でやらざるを得ない。

ただ、駐車場にあれして2.5メートルで、狭い駐車場にこのパネルで圧迫されてですね。柱がどの位置、飛ばして、その上につければ、多少なりはいいんでしょうけど、どういう感覚かね。その辺、当然、コンサルタントのほうも考えながら進めてもらわなければいけないし。

もっといい場所があるのであれば、もっと見えない場所とか、設置する場所ですね。昨日じゃないけど、景観条例、景観条例までではないか。そこまでの話であったときに、外部からお客来て、駐車場に太陽光パネルが張られているのも、どうかなというのは、私的な考えなんですけど。

その辺で、ないんであれば、しょうがないし、再生エネルギーの問題もあるでしょうから。その辺、十分考えてもらいたいという要望で終わりにしますけど。終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、関係する所管事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第58号ないし議案第60号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第61号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しております。

これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、議案第62号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、お伺いします。

これにつきましては、水道事業の統合・広域化を広域市町村圏でやるということで、2市2町の協議の中で、これを整えて進めるということで、このものにつきましては、令和6年4月1日から施行するというので、とうとうというか、6年4月1日から、もうスタートだなというふうに感じます。

やはりこれを進める際には、スタッフというのは多分、必要になってくると思います。これは各市町村のほうから何人かというようなことも出てくると思いますが、分かる範囲で結構なんですけども、そういう人員の配置等について、お答え願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。まず、初めに今年度ですけども、夷隅地域水道事業統合協議会の事務局、こちらの体制につきまして御説明させていただきますと、関係2市2町のほうから1名ずつ及び県のほうからの派遣職員1名、計5名での体制となっておりますのでございます。

令和6年度では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合での事務、計画しているところでございまして、事務職員につきまして、今年度と同様の体制で進められる予定、このようになっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） その統合・広域化の進捗状況で、これから進捗ということなんですけども、これからのスケジュールというか、令和7年統合というのは聞いていると思いますけども、現在の進捗状況ということで、佐野浄水場、これ勝浦市の持ち物だと思うんです。

やはり勝浦市の水道料は高いというところになってきますと、ある程度、そういうような資産を持っている。あるいはそれを運用しているというところが、水道料のほうに少し負担がかかってきているのかなという気がします。

この統合の暁には、佐野浄水場とか勝浦のそういう水道の資産、これはどのように進めていくのか、分かる範囲で結構ですので、よろしく願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。初めに、統合・広域化の進捗状況というところでお答えさせていただきます。

統合・広域化の進捗状況につきましては、夷隅郡市2市2町で、各首長によります夷隅地域水道事業統合協議会が令和4年4月に発足いたしまして、令和4年度では4回の統合協議会を開催いたしました。また、担当課長によります幹事会、17回行いまして、課長補佐、係長によります専門委員会・専門部会、こういったところを延べ7回開催したところでございます。

今年度、令和5年度におきましては、協議会のほうが1回、幹事会が7回、専門委員会・専門部会、こちら延べ22回開催し、協議のほうを行ってきているところでございます。

この内容といたしまして、主なところでは組織の規模ですとか経理の方法、また、施設整備方針、資産の取扱い、財政調整などなどについて協議してきているところでございます。

もう1点、資産の今後というところで、具体的に今、佐野浄水場というお話いただいたところなんですけども、ただいま水道事業として管理している資産についての考え方でございますけども、水道事業の用に供しております現有資産は、統合後の新事業体のほうに全て引き継ぐものとしておりまして、水道事業の用に供していない部分につきましては、原則としては引き継ぐ

対象としないで、また所管市町において管理処分するもの、このような考え方で整理する予定となっております。

よって、佐野浄水場につきましては、統合後は新しい組織のほうに引き継ぐものと、このような形となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 最後に、その統合の時期というのは、令和7年4月1日というような形で私、承知していますが、それでよろしいか、それだけちょっとお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。令和7年4月1日の統合を目指して進めております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月9日から12月13日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、12月9日から12月13日までの5日間は、休会することに決しました。

12月14日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時42分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第52号～議案第62号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件